

# 長野県森林づくり県民税

～ みんなで支える ふるさとの森林づくり ～

平成19年11月



長野県

# 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| <b>はじめに</b>               | 1  |
| <b>森林・林業の現状と課題</b>        | 2  |
| 1 「緑の社会資本」である森林           | 3  |
| (1) 長野県の森林                | 3  |
| (2) 森林の役割                 | 4  |
| (3) 森林に対する県民の期待           | 8  |
| 2 本県の森林は今……               | 9  |
| (1) 森林の現状と課題              | 9  |
| (2) 林業の現状と課題              | 11 |
| <b>森林づくりの取組状況</b>         | 12 |
| 1 森林づくりの方向性               | 13 |
| (1) 長野県ふるさとの森林づくり条例       | 13 |
| (2) めざす森林の姿と展開方向(森林づくり指針) | 14 |
| (3) 信州の森林(もり)づくりアクションプラン  | 16 |
| (4) 森林・林業施策の取組方向          | 17 |
| 2 森林づくりの取組状況と今後の課題        | 20 |
| (1) 森林整備事業の実施状況           | 20 |
| (2) 森林づくりを進めるにあたって        | 22 |
| (3) 財源確保の必要性              | 23 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| <b>費用負担方法の検討</b>                  | 24 |
| 1 様々な手法による財源確保                    | 25 |
| 2 税制措置による財源確保                     | 29 |
| (1) 超過課税方式                        | 29 |
| (2) 法定外税方式                        | 30 |
| 3 他県における取組状況                      | 32 |
| 4 新たな費用負担のあり方                     | 35 |
| (1) 費用負担のあり方                      | 35 |
| (2) 費用負担の方法                       | 35 |
| <br>                              |    |
| <b>長野県森林づくり県民税</b>                | 38 |
| 1 みんなで支える森林づくり                    | 39 |
| (1) 長野県森林づくり県民税の導入について            | 39 |
| (2) 長野県森林づくり県民税の活用による森林づくり        | 39 |
| 【使途事業1】里山を中心とした森林づくりの推進           | 41 |
| 【使途事業2】森林づくり関連施策の推進               | 42 |
| 【使途事業3】森林づくりに対する県民理解等の促進          | 43 |
| 2 税制度の仕組み                         | 44 |
| (1) 税 額                           | 44 |
| (2) 実施期間                          | 45 |
| (3) 税収と使途の管理                      | 45 |
| (4) 透明性の確保と検証                     | 46 |
| 3 長野県森林づくり県民税の概要                  | 47 |
| <br>                              |    |
| 【参考】長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会からの提言（概要） | 49 |

# はじめに

## 「緑の社会資本」である森林

県土の約 8 割を占める森林は、土砂災害や洪水を防止し、水や空気を育み、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化の防止に貢献したり、また、再生産可能な資源である木材を供給するなど、多面的な機能を有する「緑の社会資本」であり、すべての県民がその恩恵を享受しています。

しかし、私たちの生活に欠かすことのできない、かけがえのない社会全体の共通の財産である森林は、適切に整備を行わないとその機能を十分に発揮することができず、山崩れなどの災害につながります。昨年 7 月の集中豪雨などによる山地災害の経験からも、災害に強い健全な森林づくりが求められています。

## 本県の森林の危機的な状況

森林は、「木を植えて育て、伐って使い、再び植える」という林業生産活動が円滑に循環することにより、さらには、地域住民の日常生活の中で継続的に利用されることにより、その多面的な機能を持続的に発揮することができます。

ところが、林業の採算性の悪化や担い手の減少、エネルギーとしての木材利用の減少等により、森林と人との多様な結びつきが途切れ、間伐等の手入れが十分行われずに森林の荒廃が進行するなど、このままでは県民の安心・安全な生活環境への影響が懸念されるとともに、地球規模の環境保全への貢献にも支障をきたします。

特に、県内の民有林の約半分を占める人工林は、林齢（木の年齢）が 36 年生から 50 年生までに集中しており、樹高成長を続ける 60 年生頃までに間伐を実施しなければ、森林のもつ多面的な機能を発揮することができないことから、今後の約 10 年間は間伐を中心とした森林づくりを集中的に実施しなければならない、先送りできない時期を迎えています。

## 県民全体で森林づくりを支えるために

本県の森林の危機的な状況の中で、「長野県ふるさとの森林づくり条例（平成 16 年制定）」に基づいて、県民の理解と主体的な参加を得ながら、森林の多面的な機能を発揮させるための森林づくりを着実に実施していくことが必要となっています。

このような中、県が本年 5 月に設置した「長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会」では、森林づくりのための新たな取組とその費用負担のあり方について御検討いただき、県内各地で開催した県民集会などで寄せられた御意見を踏まえながら、11 月 6 日に「県民の理解と協力による森林づくり」を理念とした提言をいただきました。

このたびの懇話会からの提言を踏まえ、長年にわたって人々が育ててきた森林を、今こそ健全な姿にして、次の世代に引き継いでいくため、森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支えていくための新たな仕組みとして、ここに「長野県森林づくり県民税」の導入を提案します。

## 森林・林業の現状と課題



# 1 「緑の社会資本」である森林

## (1) 長野県の森林

長野県は、県土の約8割(78%)を森林が占めており、その面積は約105万6千haで、北海道、岩手県に次ぐ全国3番目、森林率でも高知県、岐阜県、島根県に次ぐ全国4番目となる全国有数の森林県です。

この内訳は、国有林が36%、民有林が64%となっており、民有林の43%は個人が所有する森林です。

また、集落などで共同で管理している森林が比較的多いことが本県の特徴となっています。

図1 所有形態別森林面積(県全体)

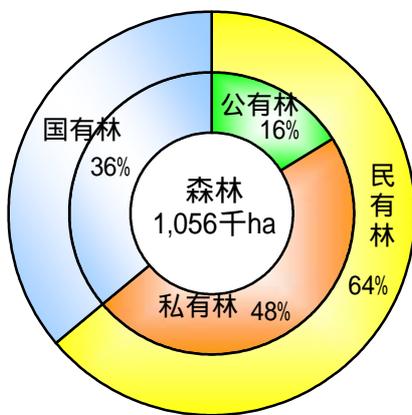
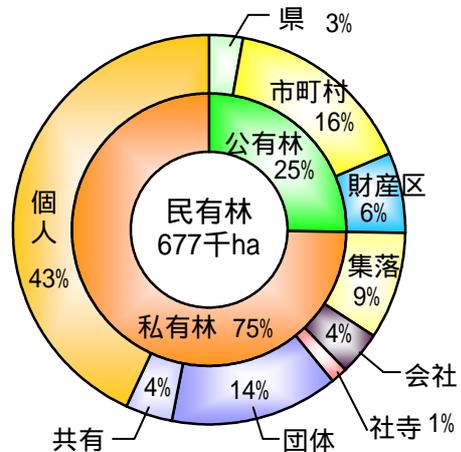


図2 所有形態別森林面積(民有林)



民有林を樹種別をみると、針葉樹が約6割(59%)、広葉樹が約4割(41%)を占めており、また、人工林(苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により造成した森林)が49%となっています。

この人工林については、全国的にはスギが主体(47%)となっていますが、本県ではカラマツが52%を占めているのが大きな特徴です。

図3 樹種別森林面積(民有林)

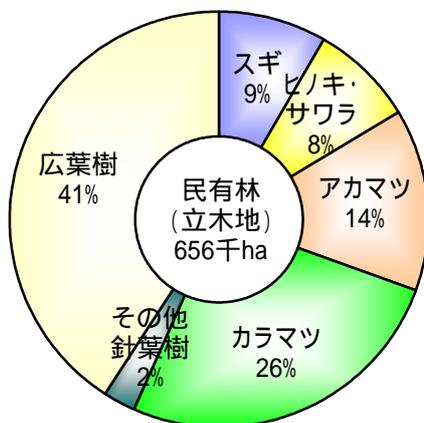
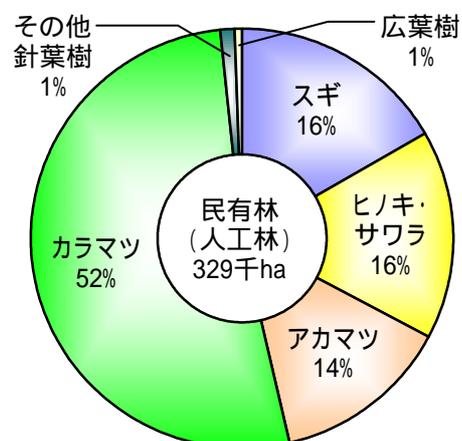


図4 樹種別森林面積(人工林)



(以上の資料：長野県民有林の現況)

## (2) 森林の役割

森林の役割には、県土の保全や水源のかん養など県民の暮らしを広く支える働きをはじめ、保健休養の場の提供、多種多様な生き物の生息・生育する場として自然環境を守る機能、木材をはじめとする林産物の供給機能、さらには地球温暖化の防止等地球規模での環境を保全する機能など多様なものがあり、このような働きは、森林の多面的機能といわれています。

また、森林から生産される木材は、二酸化炭素を炭素として固定しており、さらには再生産可能な資源であることから、木材を育成・利用することは地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与するものです。

### ア 主な森林の機能

#### 県土を保全する機能

##### 山崩れを防ぎます

森林の土の中には木の根が網の目のように張り巡らされていて、土石をしっかりとつかんで、山崩れの発生を防ぐ働きをしています。

##### ●山崩れを防ぐ森林の根の働き



##### 土砂の流出を防ぎます

森林は雨の直撃から土を守り、地面が削り取られたり、土砂が流出するのを防ぐ働きをしています。

##### ●森林と裸地の土砂流出量

森林と裸地を比較したとき、森林から流出する土砂の量は裸地の150分の1という報告があります。



資料:国土院「森林水文」(国土院編)1970

#### 水源をかん養する機能

##### 水を貯え、洪水や渇水を緩和します

森林の土には隙間がたくさんあり、スポンジのように雨水を吸収して貯え、ゆっくりと時間をかけて川に送り出します。

こうした働きによって森林は洪水を緩和するとともに、雨が降らない時も渇水を防ぐ働きをしています。

##### ●植生による浸透能の違い

森林土壌が一定時間にしみこませる雨水の量は、草地の2倍、裸地の3倍という調査結果があります。



資料:村井忠・岩崎美作「裸地の水および土壌保全機能に関する研究」1975

## 水質を浄化します

降った雨が森林の土の中をゆっくりと通過する間に、イオンの交換が行われたり、雨水に含まれているチッソやリンなどが土や植物に吸収されます。

このため、森林のある流域では良好な水質が保たれています。



## 保健休養の場を提供する機能

### 森林レクリエーションの場を提供しています

森林は、山岳や湖沼などと一体となって美しい景観をつくりだすとともに、森林浴や森林レクリエーションの場を提供しています。



### 健康づくりにも役立っています

森林は心を癒すばかりでなく、免疫力を高める効果があるなど、実際の健康づくりにも役立っています。

## 生活環境や自然環境を守る機能

### 私たちの快適な生活環境を守っています

森林は、周辺地域の気温の変化を和らげ、適度な温度に保つとともに、騒音を防いだり、風の害を防いだり、汚れた空気を浄化するなど、私たちの生活環境を守る働きがあります。

生活空間に緑があること自体、私たちの心に安らぎを与えてくれます。

### 多種多様な生き物の生息・生育の場となっています

広大な本県には、気候に応じた様々な森林があり、多様な森林環境は多くの野生動植物の生息・生育の場となっています。



## 木材等の林産物を供給する機能

### 再生可能な木材の供給

森林に囲まれた本県は、木材を生活のあらゆる面に利用してきました。

木材は石油や石炭などの他の資源と異なり、再生できる資源です。

#### ●木材は究極のリサイクル材料

森林を伐採してできた木材は木製品となり、やがて解体されますが、一部はリサイクルされます。また、廃材を燃やして発生する二酸化炭素は、再び森林に吸収され、繰り返して森林が育ちます。森林と木材は、このように理想的な循環系をつくる究極のリサイクル資源なのです。環境にやさしいことから、石油や石炭などの化石燃料に代わるクリーンな資源として見直されています。



## 地球の温暖化を防止する機能

### 二酸化炭素を吸収・固定しています

森林は地球温暖化の原因となる二酸化炭素を光合成により吸収し、炭素を固定する働きを通じて地球温暖化の防止に重要な役割を果たしています。

#### ●森林の二酸化炭素吸収量は9700万トン、酸素放出量は7100万トン

日本の森林が光合成によって吸収する二酸化炭素は年間約1億トン。これは日本の二酸化炭素排出量の8%、国内の全自動車用乗用車の排出する量の7割に相当します。



### 木材の利用は地球温暖化防止に役立っています

木材は他の材料と比べて加工時の炭素放出量が格段に少なく、また、住宅や家具などに形を変えても長期間炭素を固定し続けることから、木材を利用することも大気への二酸化炭素の放出を減らすのに役立っています。

#### ●木造住宅は第2の森林

わが国の木造住宅全体では1.3億トンの炭素(平成5年)を貯蔵しているという報告があります。炭素を貯蔵した木材を使っている木造住宅は、第2の森林と言うことができます。



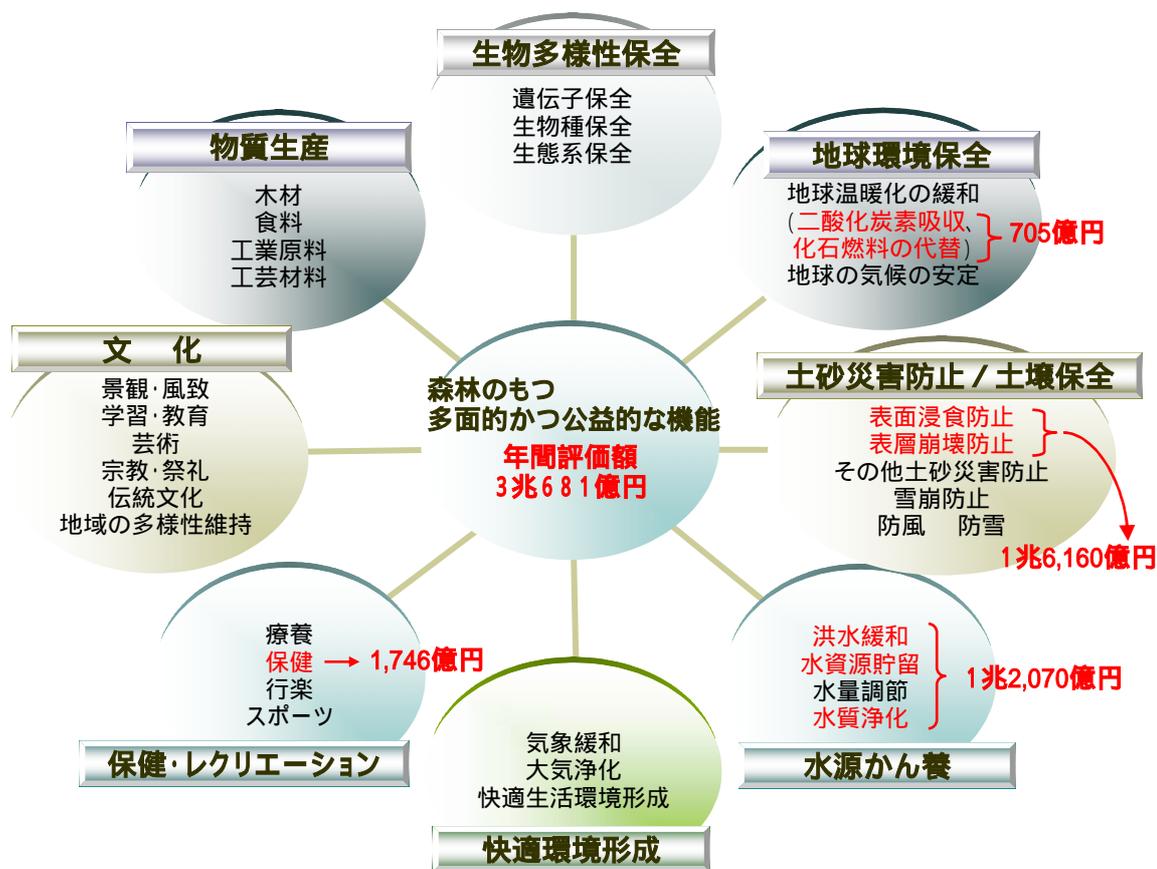
資料:林野庁「カーボン・フットプリント推進調査事業」(林野庁(株)調査室) [環境白書] (平成9年版)

## イ 森林の多面的な機能の評価

平成13年11月に日本学術会議から答申された「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」によると、森林のもつ多面的機能を大きく8つに分類した上で、その多様な機能について具体的に例示するとともに、これら機能の一部について、定量的な評価結果の試算が示されました。

この結果では、森林のもつ公益的機能に対する評価額は、全国で年間70兆2,638億円とされました。同様の手法で本県の森林の公益的機能の評価額を試算すると年間3兆681億円となります。（林務部試算）

図5 森林のもつ機能と本県森林の貨幣評価試算額



いずれの評価額も「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」等の一定の仮定においての数字であり、少なくともこの程度は見積もることができるとされた額ですが、この評価額を県民一人あたりの恩恵額として計算すると、年間で約140万円、一日あたりでも約3,800円となります。

安全で快適な県民生活を実現する上で、森林はかけがえのない、まさに「緑の社会資本」といえます。

### (3) 森林に対する県民の期待

平成19年度に行った県政世論調査結果では、「自然災害を防ぐ土砂の流出防止」や「水源のかん養」といった森林の公益的機能に県民から多くの期待が寄せられています。

また、近年は特に、二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化防止に寄与する森林の役割への期待も高まっています。

一方、同調査結果では、県内の森林の現状について、「整備が進まず、荒廃が進んでいる」と「一部整備が進んでいるが、一部で荒廃している」の回答が合わせて75%以上を占め、多くの県民が森林の荒廃が進んでいると感じています。

図6 県民の森林に期待する役割

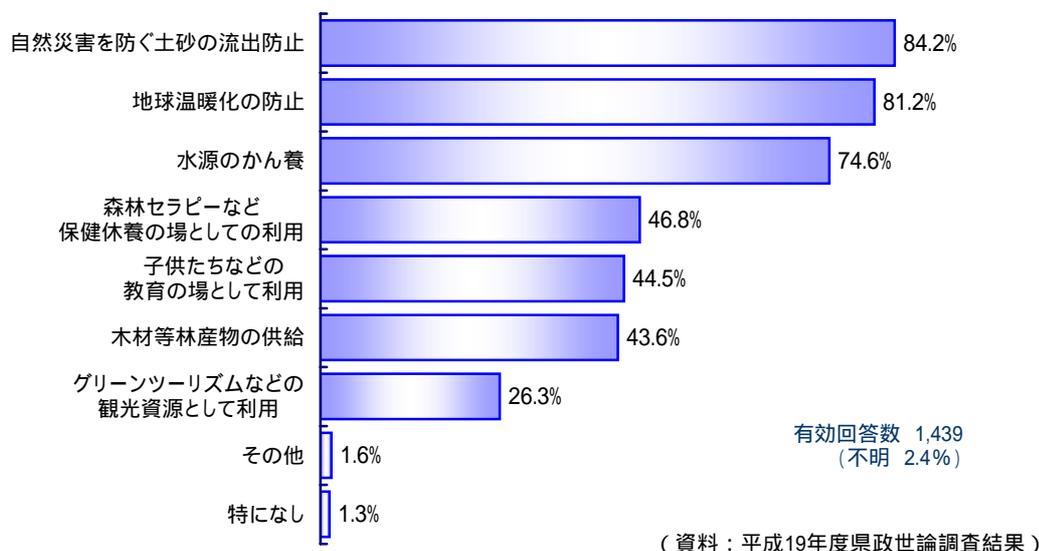
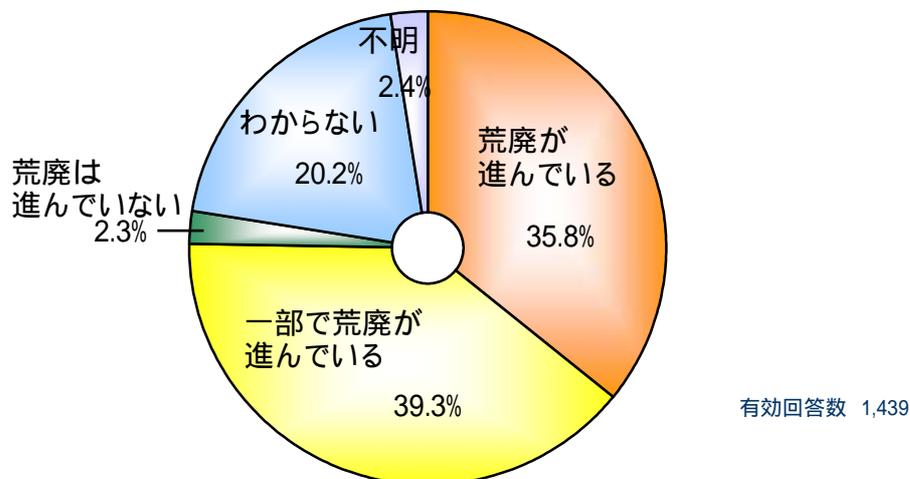


図7 森林の現状に対する認識



## 2 本県の森林は今・・・

### (1) 森林の現状と課題

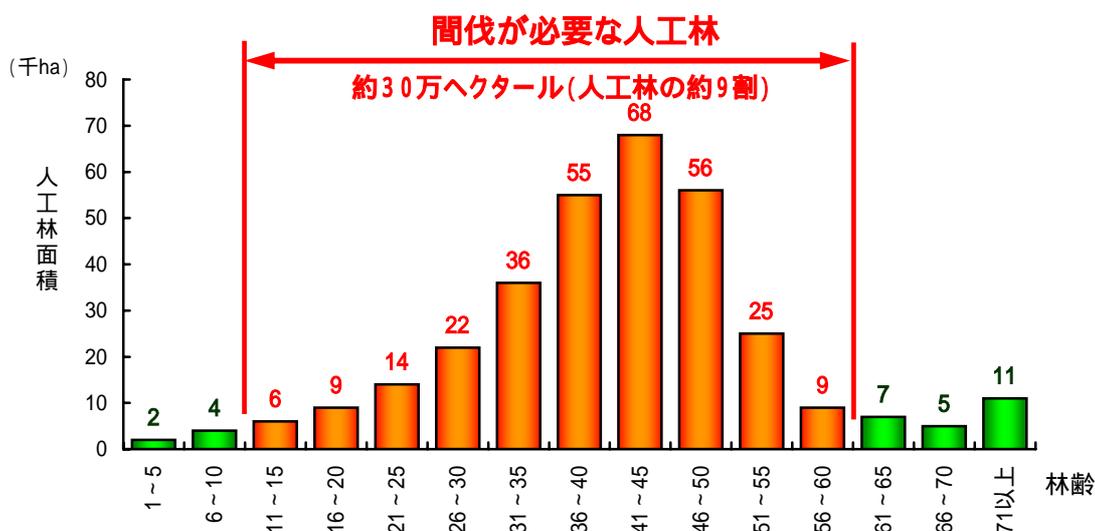
県内の民有林では、戦後の時代的背景から昭和20年代半ばから40年代にかけて、カラマツ等の針葉樹による単一樹種の一斉造林が進められ、約33万haの人工林が造成されました。

これにより、戦後の山村地域での雇用対策にも貢献する中で、伐採跡地の植林放棄地が解消され、森林が再生したことで流域の洪水発生頻度が低減されるなどの成果がありました。

人工林では、その多面的な機能を持続的に発揮させるためには、植栽を行って以降、木材としての利用期に至るまでの間、下刈、除伐、間伐などの保育を行っていく必要があります。昭和50年代からは本格的な間伐主体の育成段階となっています。特に森林の機能を十分発揮させるためには、11年生頃から樹高成長が少なくなる60年生までの間において、適正な密度本数となるよう3回から5回程度の間伐が必要となります。

現在、間伐期の人工林は約30万haありますが、その多くが36年生から50年生に集中していることから、今後約10年間のうちに確実に間伐を実行する必要がある、先送りの出来ない時期を迎えています。

図8 民有林人工林の林齢別面積



(資料：長野県民有林の現況)

また、里山については、かつては燃料や肥料の採取場所として、地域住民の日常生活の中で継続的に利用されていましたが、化石燃料がエネルギーの主体となったこと等により利用されなくなり荒廃が進んでいます。森林と人との関係が薄くなったことにより、農作物に被害を及ぼす野生鳥獣が人里に現れる原因ともなっています。

さらに、近年の局地的な豪雨の頻発等により、激甚な災害が発生しており、山地災害から県民生活の安全と安心を確保することが求められています。

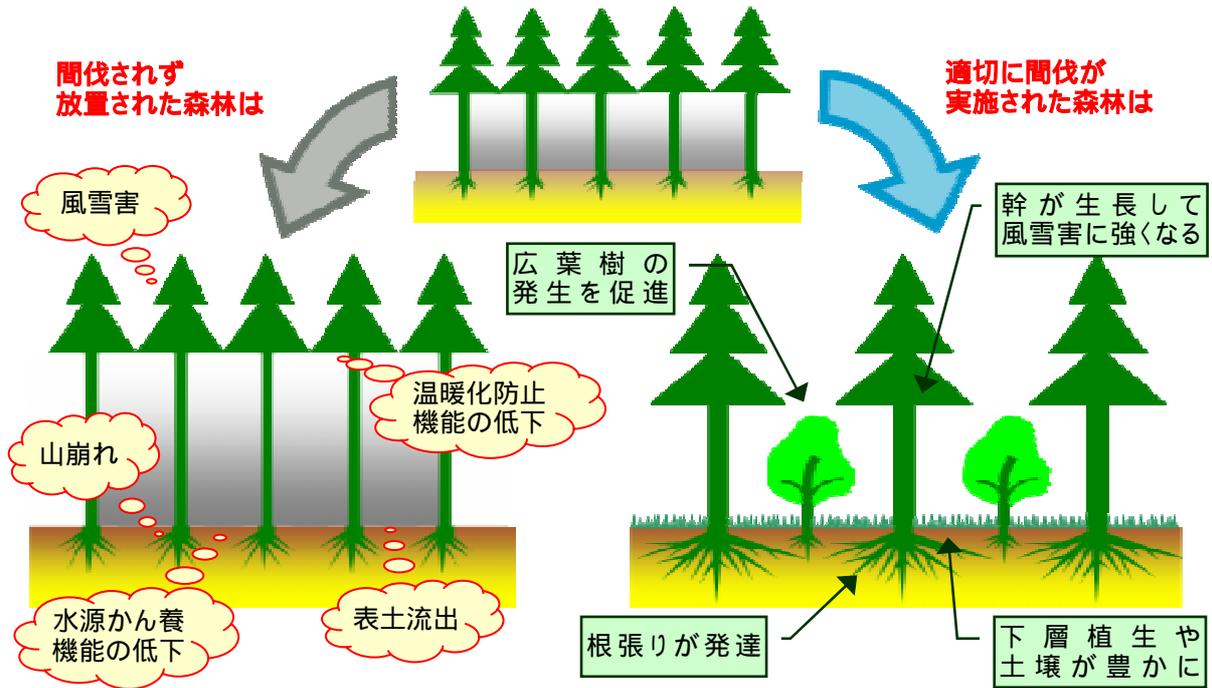
県民のニーズにこたえ、森林のもらたす様々な恩恵を将来にわたって享受できるようにするためには、森林の適切な整備・保全が必要となっています。

## 間伐の必要性

県内民有林の約半分を占める人工林は、人の手を加えることによって、木材の生産ばかりでなく県土保全等の多面的な機能を維持・増進することができますが、逆に放置すれば、その機能が低下する恐れが生じます。

また、林齢（木の年齢）が60年生を超えると樹高成長が少なくなり、それまでに「間伐」を実施しておかないと、枝が枯れあがり光合成も十分にできないため、幹が太くなれず根も十分に張ることができなくなります。

長い年月をかけて育成し、維持・管理されてきた森林を放置したために、風雪害を受けたり、表土が流出すれば、森林の回復にはまた長い年月が必要となり、その損失は計り知れないものがあります。



間伐履歴と根系の発達の違い(撮影:信州大学)



間伐が遅れている森林の根  
(数本の木の根張り状況)



間伐履歴があり太い根で構成されているカラマツ  
(1本の木の根張り状況)

平成18年7月豪雨災害被災地における「森林の土砂防止機能に関する検討委員会報告」によれば、森林の土砂崩壊抵抗力には水平方向の根の張りが重要。

水平方向の根の張りの促進には、木々の間隔をあける間伐が必要であり、育成途上の森林は、この間伐によって災害に強い森林となる。

間伐の推進は、木材資源としての価値の増加だけでなく、災害防止など公益的な機能を強化する上で、先送りできない喫緊の課題。

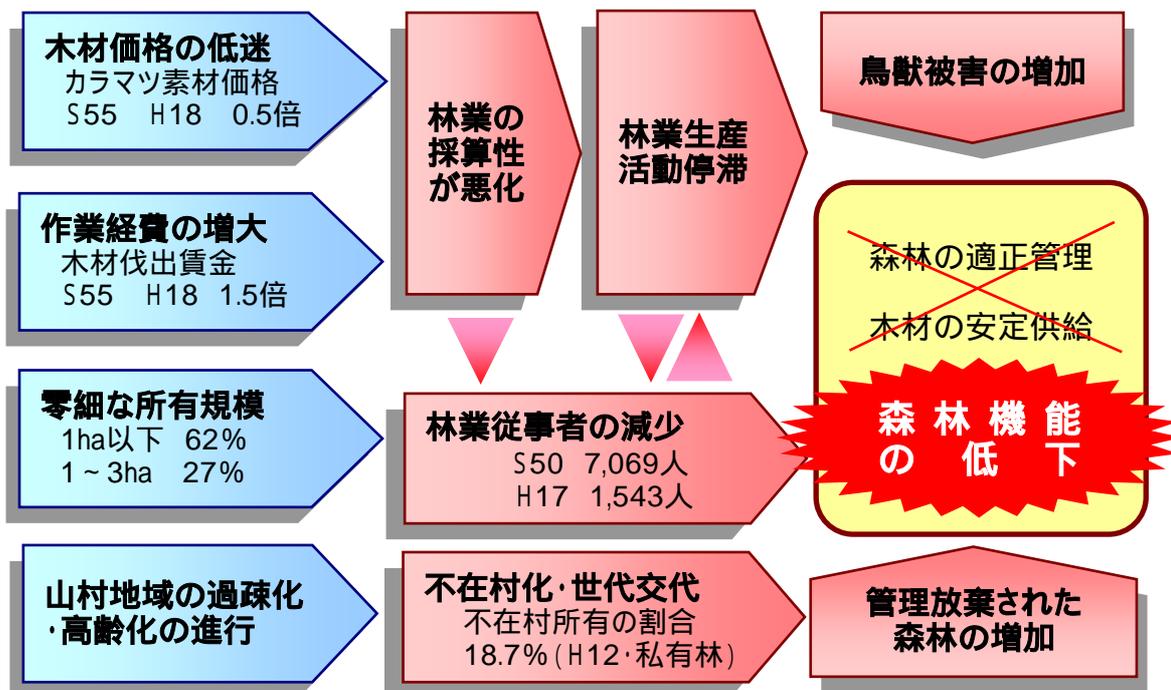
## (2) 林業の現状と課題

林業は、森林所有者等の経済活動として行われるものでありますが、林業生産活動の中で、植栽、保育、伐採等の施業や病虫獣害の防除、森林火災の防止等の森林管理が適切に実施されることを通じて、森林のもつ多面的機能を維持・向上させるという重要な役割を担っています。

しかし、林業を取り巻く状況は、昭和40年代からの外材輸入量増加に加え、木材に代わる資材の進出などにより、木材価格が長期にわたり低迷している一方で、造林や保育、伐採等に要する経費は増大していることから採算性が悪化しており、最近では一部木材価格に回復基調が見られるものの、依然として厳しい状況が続いています。

さらに、零細な所有規模に加え、山村地域の過疎化・高齢化の進行、林業生産活動の停滞に伴う林業従事者の減少、不在村化や世代交代などによる管理放棄森林の増加、ニホンジカなどによる鳥獣被害の増加などから、このまま推移すると、森林の適正な管理や木材の安定的な供給に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

図9 林業を取り巻く主な現状と課題の関連図



資料 木材価格：「長野県木材統計」 賃金：厚生労働省「林業労働者職種別賃金調査」  
 所有規模：「長野県民有林の現況」 林業従事者：総務省「国勢調査」  
 不在村所有：農林水産省「世界農林業センサス」

森林を適正に整備・保全し、その多面的な機能が発揮されるよう努めることは森林所有者等にとっての責務ですが、それだけでは適正な整備・保全が進みがたい状況となっています。

森林の整備・保全を進め、広く県民が森林のもたらす恩恵を享受していくためには、森林所有者を含めた林業・木材産業関係者自らの努力、県や市町村の取組とともに、個々の県民を含めた社会全体からの支援が必要となっています。

## 森林づくりの取組状況



# 1 森林づくりの方向性

## (1) 長野県ふるさとの森林づくり条例

県では、社会全体の共通の財産である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいこうと、県民が主体的に森林づくりに参加するための基本理念や基本方針、新たな仕組みを定める「長野県ふるさとの森林づくり条例」を平成16年10月に制定しました。

### 「長野県ふるさとの森林づくり条例」の概要

平成16年10月14日公布・施行  
(一部 平成17年1月1日施行)

#### 森林づくりの基本理念・方針

##### 基本理念

森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で、森林づくりを行う。

##### 基本方針

- ・ 森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全
- ・ 身近な資源である県産材の有効利用
- ・ 森林資源及び森林空間の総合的かつ多面的な利活用

#### 森林づくりに関するそれぞれの責務

##### 県

基本理念等に則した施策の策定・実施  
県民・森林所有者との協働  
国・市町村との緊密な連携

##### 県民

基本理念等に則し、森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加  
県が実施する施策への協力

##### 森林所有者

基本理念等に則した森林の整備の推進及び保全の確保  
県が実施する施策への協力

##### 事業者

基本理念等に則した事業の実施及び県の実施する施策への協力  
開発行為を行う場合は、森林の多面的な機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮

#### 森林づくりに関する県の基本的な施策

##### 森林づくり指針

本県の目指すべき森林の姿と、その実現に向けた森林づくりに関する施策を推進するための基本指針の策定

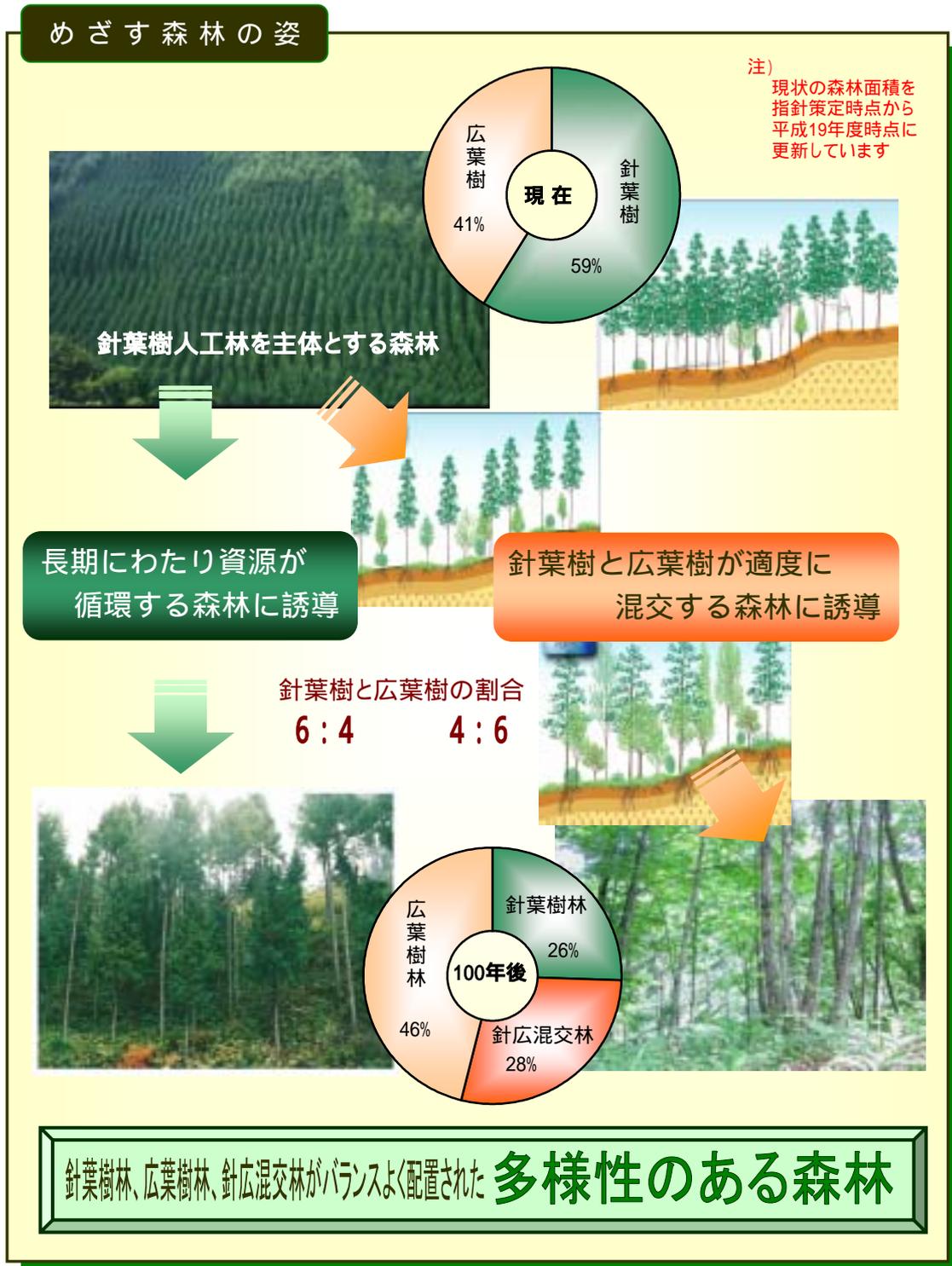
県民の主体的な参加の促進  
県外における理解と協力  
森林の整備の推進及び保全の確保  
県産材利用の促進  
林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展  
森林空間の多面的利用の促進  
山村地域の活性化

そのほか、「新たな仕組み」として、森林整備保全重点地域制度、里山整備利用地域制度を定めています。

## (2) めざす森林の姿と展開方向(森林づくり指針)

「長野県ふるさとの森林づくり条例」の規定に基づき、平成17年6月に「森林づくり指針」を策定しました。

これは、100年先、すなわち22世紀の長野県の森林のあるべき姿と、その森林の姿を実現するために、県民と県が取り組むべき長期の森林づくりの展開方向を明らかにするとともに、今後おおむね10年間の県施策の展開方法を定めたものです。



## 展開方向

社会全体の共通の財産である森林から、多面的な機能を一定レベル発揮させていくために、今後の維持・管理に最低限どこまで人的関与をすべきかを考慮し、その範囲や方法を次の3つの方法に区分して森林づくりを進めます。

### 循環林

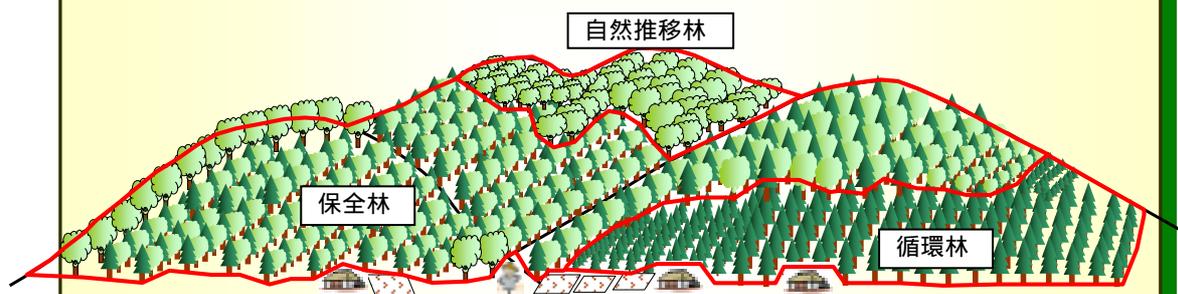
持続可能な木材等の生産を目標とし自然環境に配慮しながら維持・管理します。高性能林業機械の導入と林内路網の整備により、低コスト林業を展開します。

### 保全林

公益的機能の持続的発揮を主な目標として、維持管理します。水源かん養、山地災害の防止という公益的機能の高い森林は、その機能を高める整備を行います。生活環境の保全等の公益的機能の高い森林は、自然力を生かしながらその機能を高める整備を行います。いずれも強度の間伐など必要最低限の整備を実施し、針広混交林を造成します。

### 自然推移林

奥地または林内路網から遠距離(500m以上)に位置し、今後の持続的な整備が困難な森林には、原則として手を加えず自然力を最大限活用して管理していきます。



### 針広混交林への誘導の方法

第1段階(現在から概ね20年間)  
【強度間伐を中心とした健全な森林づくりの重点実施期間】

自然力によって下層への広葉樹を誘導

第2段階(概ね30年間)  
【単純な一斉林から多様性のある森林への誘導段階】

発生した広葉樹を育成し、針広混交林へと誘導

50年後  
【整備、利用、再生等が循環に行われる段階への移行期】

下層の広葉樹の生長によって針広混交林へ移行

22世紀  
【針広混交林が成熟し多様性のある森林が支える森林社会の実現へ】



### (3) 信州の森林(もり)づくりアクションプラン

特に、喫緊の課題である間伐の計画的な実行確保を図るため、平成17年6月の「森林づくり指針」策定と同時に「信州の森林(もり)づくりアクションプラン」を策定しました。

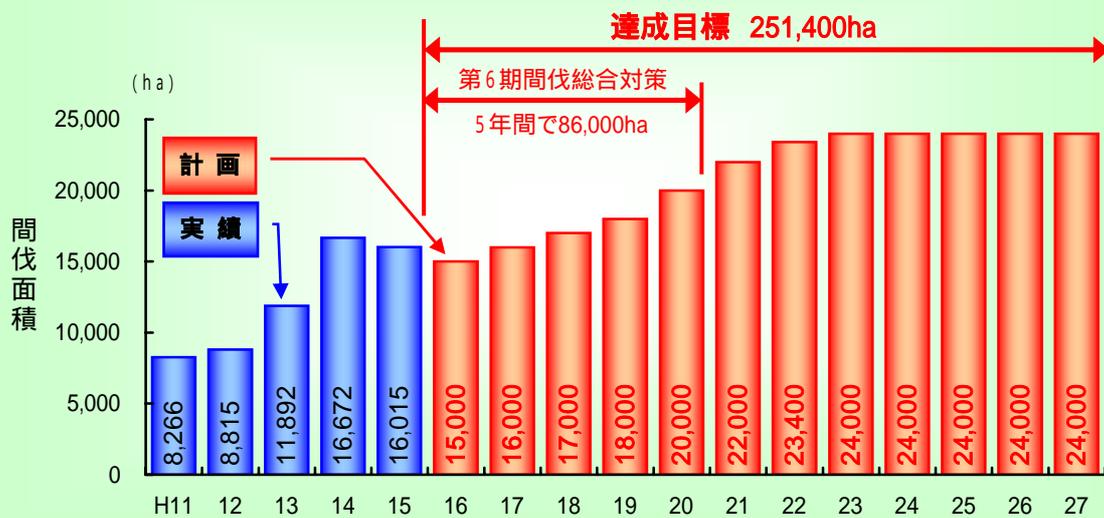
間伐が必要な森林(25万1,400ha)をすべて整備するとともに、間伐材の搬出・利用を促進するという、現在の重点課題に対する「行動計画」に位置づけて取り組んでいます。

#### 「信州の森林(もり)づくりアクションプラン」の概要

<平成17年6月10日策定>

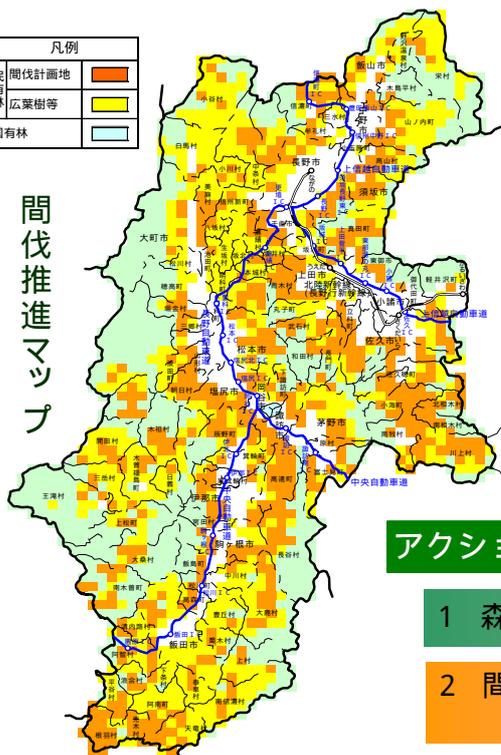


平成27年度までに長野県の民有林における間伐が必要な森林、県土の5分の1にあたる251,400haすべてを手入れします。



|       |       |
|-------|-------|
| 間伐計画地 | オレンジ色 |
| 民有林   | 黄色    |
| 広葉樹等  | 緑色    |
| 国有林   | 水色    |

間伐推進マップ



#### 間伐材の搬出・利用を促進

高性能林業機械

整備台数 75台(H15) 180台(H27)

素材生産量(国有林+民有林)

年間 245千m<sup>3</sup>(H15) 335千m<sup>3</sup>(H27)

木造住宅

(信州の木を50%以上利用し、助成等を活用)

年間 66戸(H15) 1,000戸(H27)

ペレットストーブ

整備台数 150台(H15) 3,700台(H27)

アクションプランを実行することにより

- 1 森林の多面的機能の向上を図ります
- 2 間伐材を有効に利用することで、循環型社会に寄与します

(4) 森林・林業施策の取組方向



## 2 安心・安全の確保のための治山事業等の推進

-  保安林の間伐等を積極的に進め、健全な森林を育成し、災害に強い森林の維持造成を進めます。
-  山地を起因とする災害を防止するため、被災箇所の早期復旧を図るとともに、地域における防災ソフト事業を推進します。
-  県土の保全及びマツタケなどによる地域振興を図るため、関係市町村と連携して松くい虫対策を実施し、被害の沈静化を図ります。

## 3 多様な生物が共生する環境づくりの推進

-  強度の間伐による広葉樹の誘導・育成等を図り、野生鳥獣が生息しやすい環境をつくとともに、野生鳥獣の被害防除対策や捕獲対策、集落周辺の環境整備を進めます。

## 3 森林づくりの担い手育成

-  財団法人長野県林業労働財団等と協働して、新規参入者の促進、就労者の技術養成、就労環境の整備等を総合的に実施します。
-  自立的な経営をめざす森林組合活動を支援するとともに、低コスト林業を実践できる機械化事業体の育成を進めます。

## 4 活力ある山村づくりの推進

-  特用林産物の生産振興や、森林セラピー等の森林空間を活用した新たな地域活性化策を推進します。

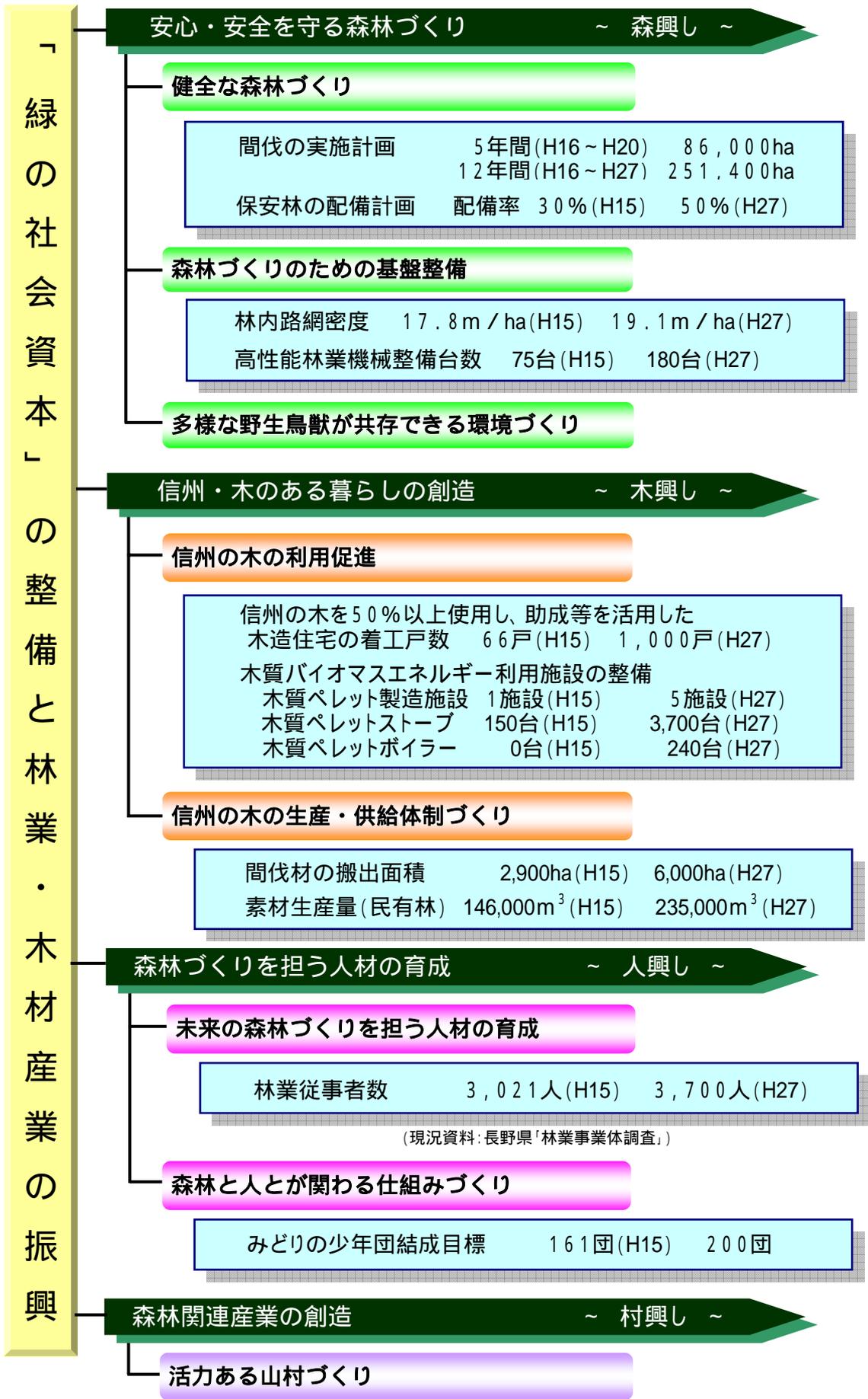
## 2 住宅等への県産材利用の推進

-  県内メーカー等と協働し、一般住宅への県産材利用の拡大を進めるとともに、首都圏等への県産材の販路拡大を進めます。
-  公共事業や物品調達などで県自らが率先して県産材を利用するとともに、木造公共施設の建築支援等を進めます。

## 3 木質バイオマスの利用推進

-  ペレットストーブやボイラーの導入を促進し、県産材利用と温暖化防止、循環型社会の構築をめざします。

森林・林業施策体系と「森林づくり指針」に掲げる数値目標



## 2 森林づくりの取組状況と今後の課題

### (1) 森林整備事業の実施状況

「信州の森林（もり）づくりアクションプラン」に基づき、現在、森林の多面的機能の持続的発揮をめざす森林整備事業を実施しています。

実施にあたっては、国庫補助金の確保に努め、「森林所有者等が自ら行う森林整備」への支援に加え、森林の機能発揮を図る上で特に重要な地域や保安林等において、市町村または県が主体となつて行う「公的な森林整備」を進めています。

平成19年度の県予算においては、県民の生命・財産を守る安全な地域づくりをめざした「減災」対策として、森林整備事業を主要施策に位置付けて取り組んでいます。

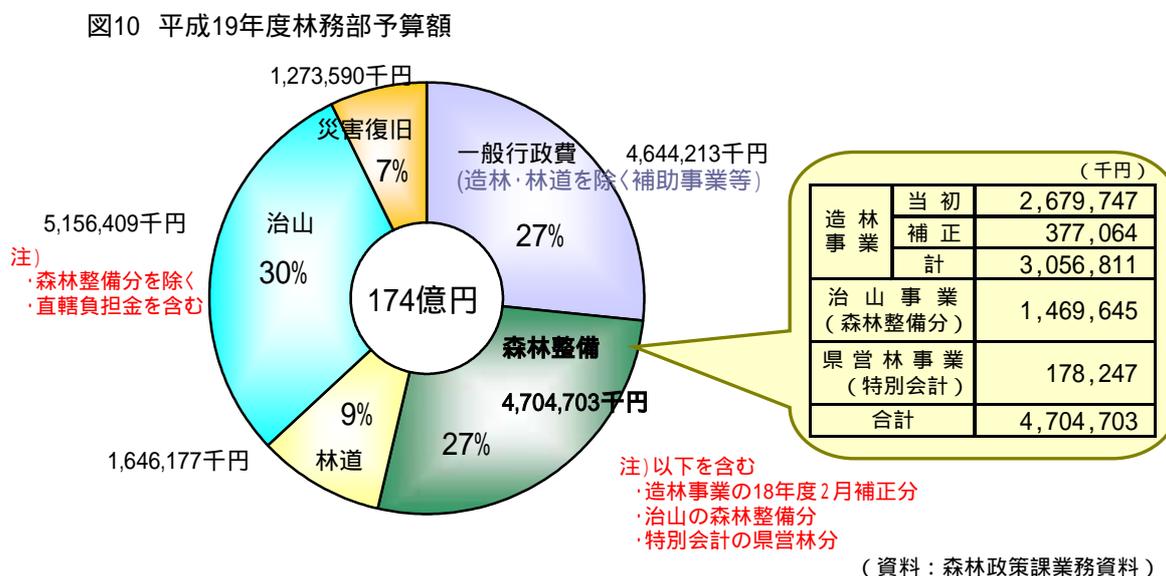


図11 森林整備事業の県予算額の推移

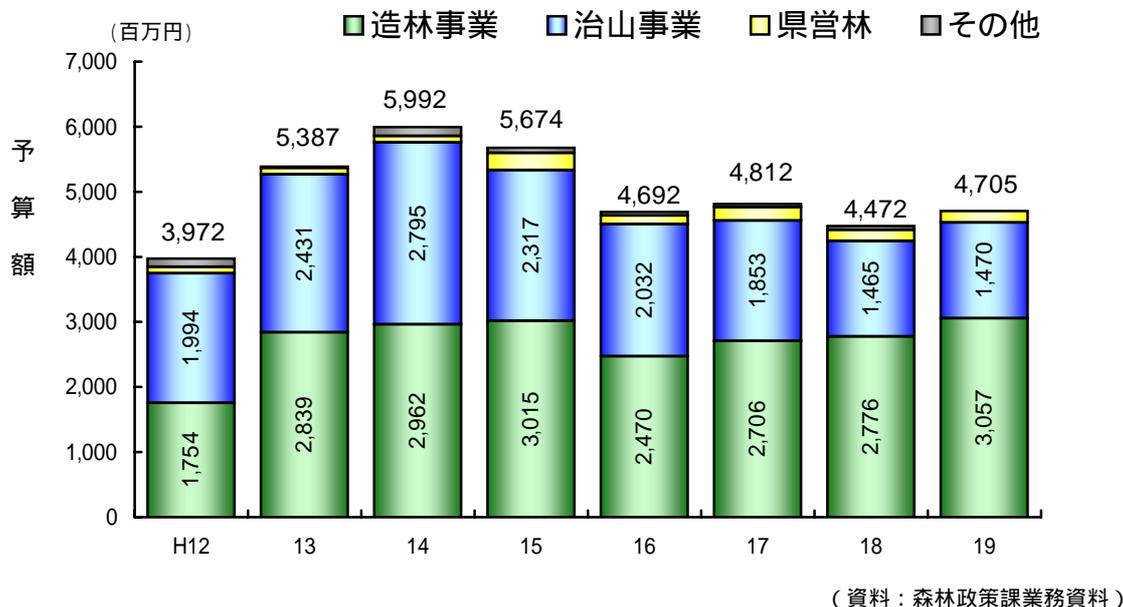
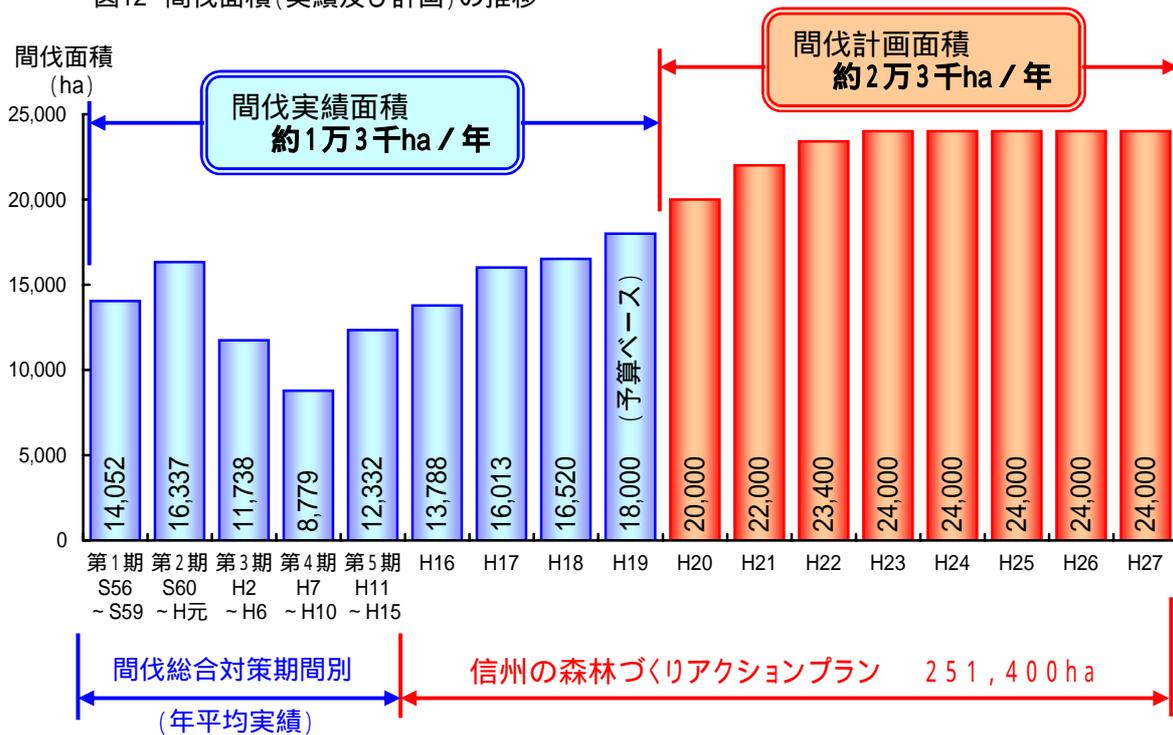


図12 間伐面積(実績及び計画)の推移

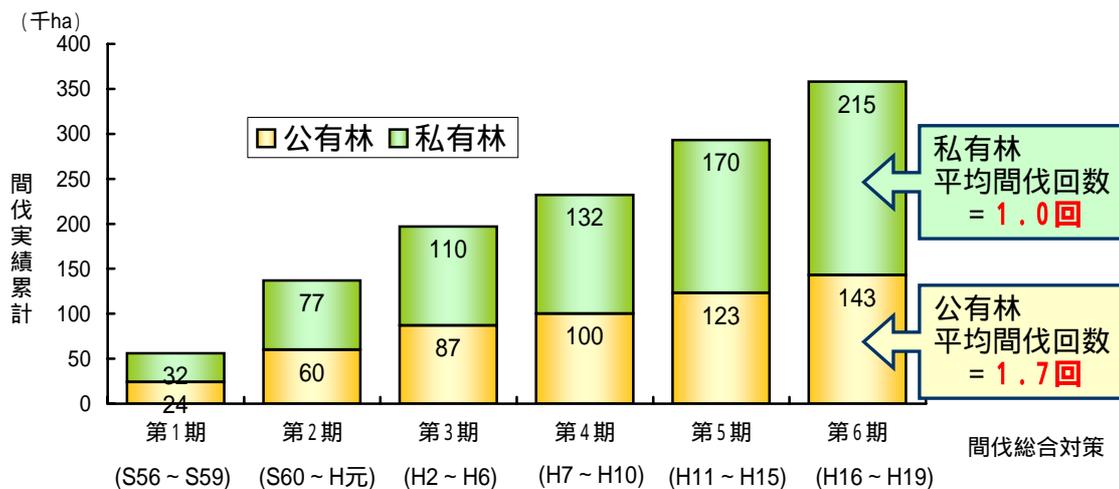


県では、森林づくりの主体となった間伐を計画的に推進するため、昭和56年度から「間伐総合対策」として取り組み、本年度までの27年間で延べ面積約36万ha、年平均で約1万3千haの間伐を実施してきていますが、間伐が必要な人工林（11年生から60年生）での間伐実施状況は、全体平均で1.2回にとどまっています。

特に、個人所有等の私有林では今までの間伐回数が平均1.0回であり、間伐がまったく実施されずに高齢級を迎えた森林が多い状況となっています。

これら私有林の多くは集落周辺の里山に位置していますが、山地災害の防止等の機能を高める観点から、その整備を進めるためには公的な関わりが必要となっています。

図13 間伐実績累計と平均間伐回数



- 注：1 第6期の19年度分は計画面積を16～17年度の割合で按分して加算。  
 2 平均間伐回数 = (間伐実績累計) ÷ (現在の11～60年生の人工林面積)  
 (第1期時点の間伐実施11～35年生は、現在の36～60年生)

## (2) 森林づくりを進めるにあたって

### (森林づくりの必要性)

山地災害の防止等の森林のもつ公益的かつ多面的な機能への県民の期待に応じていくためには、いかに森林を良好な状態に保つかが大きな課題となっています。

特に、平成18年7月に発生した豪雨災害によって、間伐の重要性が再認識されたところであり、安全で安心できる県民の豊かな暮らしを実現できるよう、災害に強い森林づくりを一層推進していく必要があります。

### (持続的な林業生産活動の推進)

森林は、林業生産活動の中で適切に管理することにより多面的機能の発揮が期待できますが、手入れが十分でない状況が進めば、再生産可能な資源である木材の供給はもとより、森林の公益的な機能の発揮にも支障をきたす恐れがあります。

民有林の面積の75%は私有林であり、森林の整備・保全を進めるためには、林業の採算性を向上させ、森林所有者の施業意欲を向上させることも必要です。

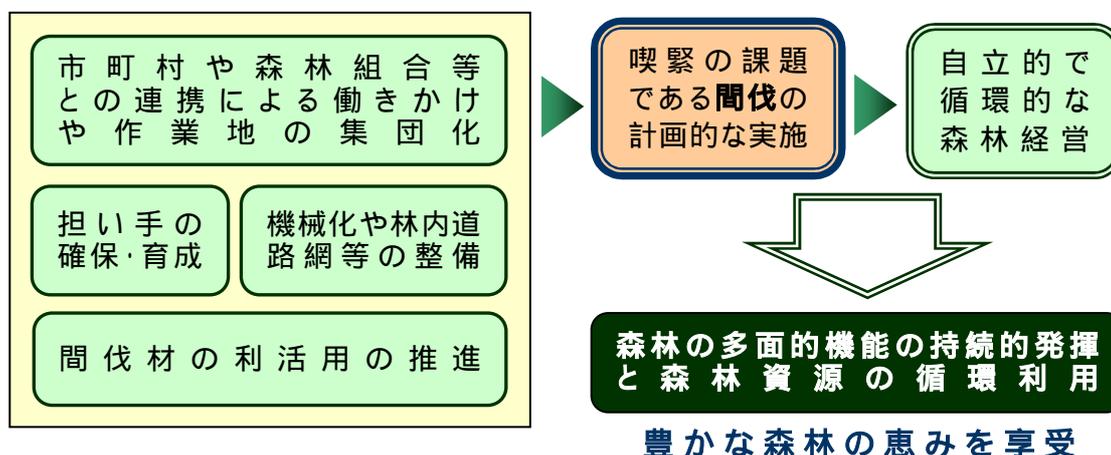
持続的な林業生産活動を推進し、将来にわたってすべての県民が恩恵を享受できるよう森林の多面的な機能を発揮させていくためには、コスト縮減のための作業地の集団化、林業従事者の確保・育成、高性能林業機械の導入、林内道路網の整備、県産材の供給体制整備と需要拡大などの取組を同時に進めながら、一つ一つの課題を解決していく地道な努力が必要となっています。

### (課題解決に向けて)

現在、林齢が36年生から50年生までに集中していることから、これからの約10年間は集中的に間伐を実施しなければならない時期を迎えています。

人工林は、林齢60年生までに適切に間伐を行うことにより、その後、自立的で循環的な森林経営が期待でき、豊かな森林の恵みをいつまでも享受できるようになると考えられます。

この間伐の実行確保を図るためには、市町村や森林組合等との連携により、森林所有者への働きかけや作業地の集団化を進めるとともに、担い手の確保・育成や機械化・林内道路網等の実行体制の整備、間伐材の搬出・利用に至るまでの取組を、総合的かつ効果的に進めていくことが重要となっています。



### (3) 財源確保の必要性

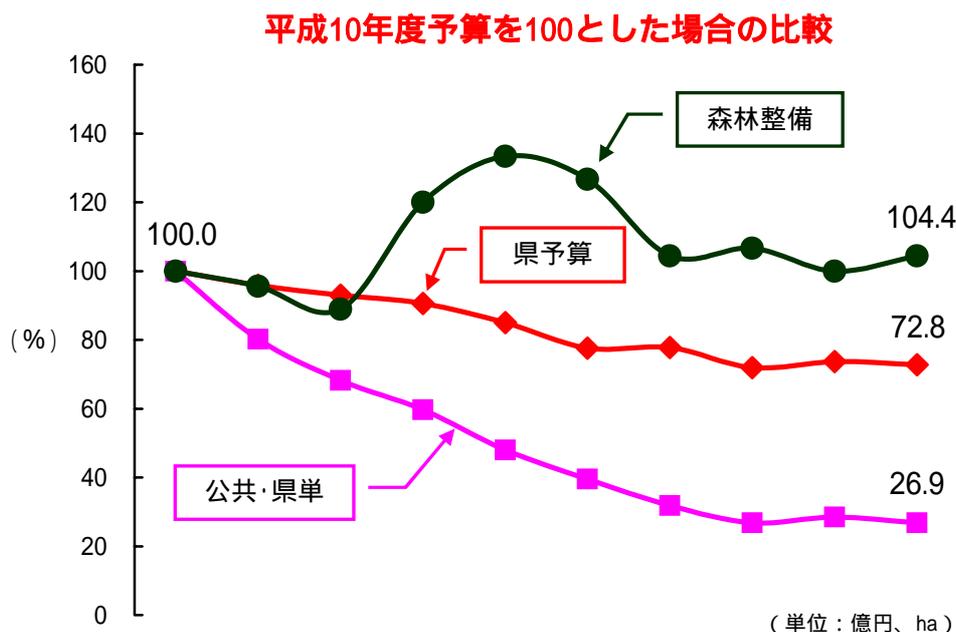
長野県の財政状況は、歳入面では、景気の回復により県税収入が増加傾向にあるものの、本格的な回復には至っておらず、また、地方交付税（臨時財政対策債を含む。）も毎年度削減されていることから、一般財源の確保が厳しい状況が続いています。

一方、歳出面では、社会資本整備のために借り入れた借金の返済である公債費や人件費などの義務費の割合が高い硬直的な財政構造が今後も続く見込まれます。

このような財政状況を踏まえ、県では「長野県行財政改革プラン」を平成19年3月に策定し、分権改革、行政システム改革、財政構造改革に取り組んでいますが、財政赤字を出すことなく安定的な財政運営を行うため、今後とも更なる歳入確保策や歳出削減策など追加の財源確保対策を行っていくこととしています。

森林整備事業については、健全な森林づくりを着実に推進していくため、厳しい財政状況の中にあっても、これまで予算を重点的に配分してきましたが、今後とも計画的に森林づくりを進めていくためには、効率的な事業の実施や国庫補助金の確保はもとより、県民の理解と協力のもと、新たな財源を早急に確保する必要があります。

図14 県予算額の推移



| 年 度         | H10    | 11     | 12     | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     | 18     | 19     |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 県 予 算 額     | 11,629 | 11,154 | 10,811 | 10,535 | 9,881  | 9,025  | 9,047  | 8,365  | 8,572  | 8,462  |
| 公 共 事 業 費   | 2,737  | 2,258  | 1,881  | 1,632  | 1,317  | 1,089  | 889    | 716    | 798    | 741    |
| 県 単 独 事 業 費 | 777    | 559    | 515    | 464    | 369    | 300    | 230    | 226    | 204    | 203    |
| 森 林 整 備 事 業 | 45     | 43     | 40     | 54     | 60     | 57     | 47     | 48     | 45     | 47     |
| 間 伐 面 積     | 8,025  | 8,266  | 8,815  | 11,892 | 16,672 | 16,015 | 13,788 | 16,013 | 16,520 | 18,000 |

注：1 予算は、H10～18は最終、H19は当初。森林整備事業に県営林特別会計分を含む。  
2 間伐面積は、H10～18は実績、H19は予算時の計画面積。

## 費用負担方法の検討



## 1 様々な手法による財源確保

森林づくりのための新たな財源の確保方策の検討にあたり、各種制度を幅広く取り上げて、森林づくりのための財源として整理を行いました。

| 種 類                 | 概 要   |
|---------------------|---|
| 分 担 金<br>・<br>負 担 金 | <p>【具体的内容】</p> <p>国又は地方公共団体が行う特定の事業（数人又は地方公共団体の一部に受益が発生する事業）を行う場合に、これに要する経費に充てるため、その事業の受益者や関係者等に、その受益の限度において徴収することができるもの。</p> <p>（例）土地改良事業分担金、県営林道事業負担金</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林のもつ様々な機能は、広く県民生活を支える役割を果たすものであり、県下全域に利益を及ぼし、県民全体が受益者となるものであることから、地域を限定した事業を除き分担金を徴収することは困難と考えられます。</p> |
| 使 用 料               | <p>【具体的内容】</p> <p>行政財産の目的外使用や公の施設を利用するにあたって、その受益の実費負担として徴収できるもの。</p> <p>（例）県民会館の使用料</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>使用料は特定施設の利用の対価にとどまるものであり、県有林や私有林等を対象として、広く使用料を徴収することは困難と考えられます。</p>  |
| 手 数 料               | <p>【具体的内容】</p> <p>地方公共団体の事務のうち、特定の者に提供する役務に対し、その実費負担として徴収できるもの。</p> <p>（例）パスポート取得や狩猟者登録等の手数料</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林のもつ様々な機能の維持・向上のための施策は、特定の者のために実施するものではなく、その受益は県民全体に及ぶものであり、また、特定の役務に該当しないことから、手数料として徴収することは困難と考えられます。</p>   |

| 種 類                         | 概 要  |
|-----------------------------|--|
| 寄 附 金                       | <p>【具体的内容】</p> <p>金銭その他の資産等を相当の対価を求めることなく任意に提供するもの。</p> <p>直接、間接問わず、国や地方公共団体が寄附金を割り当てて強制的に徴収することはできません。</p> <p>（例）緑の募金、企業等からの寄附金</p> <p>緑の募金</p> <p>「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく恒久的なもので、緑化木の配布や植樹祭の開催、森林ボランティア等の自主的な地域の森林づくり活動や公園等の環境緑化への助成、みどりの少年団の育成等に活用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募金額（長野県緑の基金分） 8,742万円（平成18年度）</li> </ul> <p>森林の里親促進事業</p> <p>県が仲介役となって、森林整備活動に意欲を有する地域と環境保全活動に熱心な企業等の間で里親契約を結び、企業等からの寄附や人的支援により森林づくりを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約数 25件、支援額 5,725万円（平成19年9月現在）</li> </ul> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>寄付者の任意の協力を委ねるものであり、収入源として不安定であり、また、財源規模には一定の限度があると考えられます。</p> |
| 市民ファンド<br>（コミュニティ<br>・ファンド） | <p>【具体的内容】</p> <p>地域の資源や特性等を活かした起業化等に対し、その趣旨に賛同する市民等から出資を募り運営するもの。</p> <p>（仕組みの一例）</p>  <pre> graph LR   A["出資者<br/>(市民等)"] -- "(出資)" --&gt; B["市民ファンド<br/>(運営団体)"]   B -- "(融資)" --&gt; C["事業者<br/>(借入人)"]   C -- "(返済)" --&gt; B   B -- "(分配)" --&gt; A   </pre> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林づくりに対する県民の参加や理解促進を図る上で有効な手法ですが、森林資源等を活かした収益事業が見いだせるか、資金集めが可能かといった課題があり、実現しても、寄附金と同様に収入源として不安定で、財源規模にも限度があると考えられます。</p>   |

| 種 類            | 概 要  |           |                 |           |           |           |                 |
|----------------|--|-----------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| <p>地 域 通 貨</p> | <p><b>【具体的内容】</b></p> <p>地域通貨とは「ある特定の地域やコミュニティの中で流通する利子のつかないお金」であり、公共的・社会的な目的に基づいて発行し、その通貨を流通させることで、ある目的の実現を後押ししたり通貨利用者に何らかの行動を起こさせることを目的とするもの。</p> <p>(仕組みの一例)</p> <pre> graph TD     A[運営団体] -- 協力・協賛 --&gt; B[商店・公共施設等]     A -- 通貨交付 --&gt; C[ボランティア等の主催者]     C -- ボランティア参加 --&gt; D[住民]     D -- 通貨交付 --&gt; C     D -- サービスの享受 --&gt; B     A -- PR --&gt; D   </pre> <p><b>【森林づくりの財源としての整理】</b></p> <p>森林づくりに対する県民の参加や理解促進を図り、また、活力ある地域づくりを進める上で有効な手段ですが、一方、その発行限度は協力店等の理解の範囲内であり、森林ボランティアの協力を前提とするため、財政規模や作業能力といった面で、広範な荒廃森林の整備を期待することは困難と考えられます。</p>   |           |                 |           |           |           |                 |
| <p>県 税</p>     | <p><b>【具体的内容】</b></p> <p>特別の給付に対する反対給付としてでなく、公共サービスを提供するための資金を得る目的で、法律・条例の定めに基づいて徴収することができるもの。</p> <p>地方税法は、地方公共団体の判断によって財政上その他の必要がある場合には、法で定める標準税率を超える税率を定めること（超過課税方式）や、法で定める税目以外に税目を新設して独自の課税を行うこと（法定外税方式）ができる仕組みになっています。</p> <p>なお、法定外税は、使い道が特定されている「法定外目的税」と使い道が特定されていない「法定外普通税」に区分されます。</p> <p><b>【他の都道府県の実施状況】</b> <span style="float: right;">（平成19年4月現在）</span></p> <p>超過課税</p> <p><b>森林整備のための税</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・個人県民税均等割</td> <td>24団体（高知県、岡山県ほか）</td> </tr> <tr> <td>・個人県民税所得割</td> <td>1団体（神奈川県）</td> </tr> <tr> <td>・法人県民税均等割</td> <td>23団体（高知県、岡山県ほか）</td> </tr> </table> | ・個人県民税均等割 | 24団体（高知県、岡山県ほか） | ・個人県民税所得割 | 1団体（神奈川県） | ・法人県民税均等割 | 23団体（高知県、岡山県ほか） |
| ・個人県民税均等割      | 24団体（高知県、岡山県ほか）  |           |                 |           |           |           |                 |
| ・個人県民税所得割      | 1団体（神奈川県）  |           |                 |           |           |           |                 |
| ・法人県民税均等割      | 23団体（高知県、岡山県ほか）  |           |                 |           |           |           |                 |

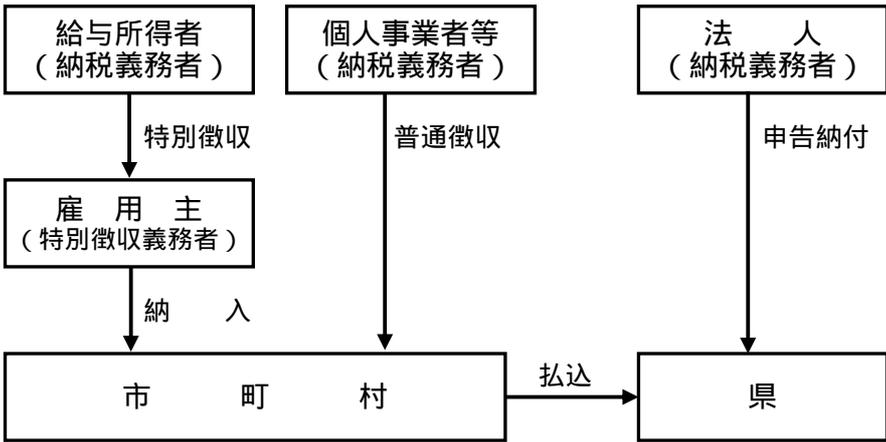
| 種 類 | 概 要   |
|-----|---|
| 県 税 | <p>森林整備以外を用途とする税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人県民税均等割 1団体（大阪府）</li> <li>・ 法人県民税法人税割 46団体（静岡県を除く都道府県）</li> <li>・ 法人事業税 7団体（東京都、神奈川県ほか）</li> </ul> <p>法定外税</p> <p>法定外目的税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物関係税 24団体（青森県、岩手県ほか）</li> <li>・ 宿泊税 1団体（東京都）</li> <li>・ 乗鞍環境保全税 1団体（岐阜県）</li> </ul> <p>法定外普通税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油価格調整税 1団体（沖縄県）</li> <li>・ 核燃料税 11団体（福井県、石川県ほか）</li> <li>・ 核燃料等取扱税 1団体（茨城県）</li> <li>・ 核燃料物質等取扱税 1団体（青森県）</li> <li>・ 臨時特例企業税 1団体（神奈川県）</li> </ul> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>税は、一定の財源が継続的・安定的に確保されることから、森林整備に係る施策が円滑に施行できるものと考えられます。</p> <p>しかし、税は県民に新たな負担を求めるものであるため、その導入に当たっては、県民の理解を得ることが欠かせないと考えます。</p> <p>【参考：税の3原則】</p> <p>公平の原則</p> <p>様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力（担税力）に応じて公平であることが必要です。</p> <p>森林整備による恩恵は県民一人ひとりに等しく現れるものであり、できるだけ多くの県民が広く税として負担することが求められる反面、所得が低く税負担に耐えられないと思われる者に対する配慮も必要となってきます。</p> <p>中立の原則</p> <p>税制度が個人や企業の経済活動における選択を歪めたり、経済の発展に支障を来すことがないように配慮する必要があると考えます。</p> <p>簡素の原則</p> <p>税制度の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするとともに、行政側のコストの最小化を図る必要があります。</p> |

## 2 税制措置による財源確保

森林づくりを着実に推進していくためには、県民の理解と協力を得る中で、一定規模の財源が継続的かつ安定的に確保され、森林からの恩恵を受けている県民に対し、広く薄く負担を求めることのできる「税制措置」が有力な財源確保の方法であると考えられます。

そこで、税制措置である「超過課税方式（法で定める標準税率を超える税率を定める方法）」と「法定外税方式（法で定める税目以外に税目を新設する方法）」について整理を行いました。

### (1) 超過課税方式

| 種 類          | 概 要  |
|--------------|--|
| <p>県 民 税</p> | <p><b>【考え方】</b><br/>           森林のもつ様々な機能の恩恵は、すべての県民が享受しているという観点から、様々な行政サービスに対する応益性を有する県民税の均等割に、森林づくり施策の財源とするための一定の税額を上乗せするもの。</p> <p><b>【課税の仕組み】</b><br/>           県民税に上乗せして課税するので、税を納めていただく方（納税義務者）や納税の方法は県民税と同じとなります。<br/>           なお、個人県民税は、個人市町村民税とあわせて「個人住民税」として、市町村に納めていただいています。</p>  <pre>           graph TD             A[給与所得者<br/>(納税義務者)] -- 特別徴収 --&gt; B[雇用主<br/>(特別徴収義務者)]             B -- 納入 --&gt; C[市町村]             D[個人事業者等<br/>(納税義務者)] -- 普通徴収 --&gt; C             E[法人<br/>(納税義務者)] -- 申告納付 --&gt; F[県]             C -- 払込 --&gt; F           </pre> <p><b>【特徴】</b><br/>           多くの県民に幅広く負担をしていただくことができます。<br/>           現行の課税や納税の仕組みを活用することができます。</p> |

| 種 類  | 概 要   |
|------|---|
| 自動車税 | <p>【考え方】<br/>森林のもつ機能のうち地球温暖化防止に着目し、二酸化炭素を排出しているという観点から、自動車税に森林づくり施策の財源とするための一定の税額を上乗せするもの。</p> <p>【課税の仕組み】<br/>自動車税に上乗せして課税するので、税を納めていただく方（納税義務者）や納税の方法は自動車税と同じとなります。</p> <p>【特徴】<br/>税を納めていただく方が自動車の所有者に限られること、所有台数によっても負担額に差がでること、さらには、市町村税である軽自動車の所有者には課税されないことなど、負担の公平性について課題があります。<br/>現行の課税や納税の仕組みを活用することができます。</p> |

## (2) 法定外税方式

| 種 類              | 概 要   |
|------------------|---|
| 森林づくりのための新税（目的税） | <p>【考え方】<br/>森林のもつ様々な機能の恩恵は、すべての県民が享受しているという観点から、森林づくり施策の財源とするための新税を創設し、県民に広く税負担を求めるもの。</p> <p>【課税の仕組み】<br/>県が、県内に住所（事業所）等を有する個人・法人に対して新たな税として賦課徴収するもの。</p> <p>【特徴】<br/>多くの県民に幅広く負担していただくことができます。<br/>目的税となるので、森林づくりのための財源調達という位置付けが制度上明確になります。<br/>法定外税の新設には、総務大臣の同意が必要となります。<br/>課税及び納税の仕組みを新たにつくる必要があります。また、徴税コストがかかります。</p> |

| 種 類                      | 概 要  |
|--------------------------|--|
| 水源かん養の<br>ための新税<br>(目的税) | <p>【考え方】</p> <p>森林の水源かん養機能は、河川等を通じ良質な水を安定的に供給するという役割を果たしているという観点から、多くの県民が使用している水道に着目した新税を創設するもの。</p> <p>【課税の仕組み】</p> <p>水道事業者を通じて、水道の利用者から利用量に応じた額を徴収するもの。</p> <div data-bbox="453 725 1353 815" style="text-align: center;"> <pre> graph LR     A[水道利用者<br/>(納税義務者)] -- 特別徴収 --&gt; B[水道事業者<br/>(特別徴収義務者)]     B -- 申告納付 --&gt; C[県]           </pre> </div> <p>【特徴】</p> <p>目的税となるので、森林の水源かん養機能の維持・向上のための財源調達という位置付けが制度上明確になります。</p> <p>水源の下流域、県外の水道利用者への負担を求めることが出来ないため、負担の公平性について課題があります。</p> <p>法定外税の新設には、総務大臣の同意が必要となります。</p> <p>課税及び納税の仕組みを新たにつくる必要があります。また、徴税コストがかかります。</p> |

### 3 他県における取組状況

平成12年度に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が施行されたことを契機に、全国の多くの地方公共団体では様々な独自課税について検討が進められています。

その中で、森林整備等を目的とした税の導入について多くの県で検討がなされており、平成15年度から「森林環境税」を導入した高知県をはじめとして、平成19年4月までに24県が独自課税の仕組みを設けています。

これらの県の税を定めた条例では、森林のもつ機能を全ての県民が享受していることを示した上で、県民に広く負担をお願いする方法として、既存の個人・法人県民税均等割の税額を引き上げる超過課税方式を採用しています。

税の用途については、「森林環境の保全」、「森林を県民で守り育てる意識の醸成」等の森林づくり関係事業に活用しています。

また、福島県、山形県、広島県では市町村への交付金を設け、地域の独自性を発揮した森林づくりへの支援も行っています。

なお、兵庫県と広島県ではその用途を都市地域の緑化まで広げています。

また、神奈川県は水源環境の保全・再生を目的とした超過課税であり、その主要施策として森林づくりを位置づけており、そのほかに河川や地下水の保全対策、公共下水道や合併浄化槽の整備促進等を実施しています。

図15 他県における森林整備等を目的とした税(県民税超過課税)の税額一覧表

|        |        | 法人への超過税率(額) |     |     |    |      |    |     |
|--------|--------|-------------|-----|-----|----|------|----|-----|
|        |        | 11%         | 10% | 5%  | 3% | 500円 | なし | 計   |
| 個人超過税額 | 1,000円 |             | 3県  |     |    |      |    | 3県  |
|        | 800円   | 1県          | 1県  |     |    |      |    | 2県  |
|        | 500円   |             |     | 15県 |    | 1県   |    | 16県 |
|        | 400円   |             |     | 1県  |    |      |    | 1県  |
|        | 300円   |             |     |     | 1県 |      | 1県 | 2県  |
|        | 計      | 1県          | 4県  | 16県 | 1県 | 1県   | 1県 | 24県 |

神奈川県は法人への賦課はなく、個人県民税の均等割と所得割(0.025%)の超過課税の方式を採用しています。(納税者1人あたりの平均負担額は合算で約950円)

(平成19年4月現在 森林政策課調べ)

## 【導入県別 一覧表】

|    | 導入県名    | 税 の 名 称                       | 条例<br>議決 | 新 税<br>導 入  | 超過課税率                        |      | （ 税<br>収 規 模<br>見 込 ）<br><br>（ 百 万 円 ） |
|----|---------|-------------------------------|----------|-------------|------------------------------|------|--|
|    |         |                               |          |             | 個 人                          | 法 人  |  |
| 1  | 高 知 県   | 森林環境税                         | 15年 2月   | 15年 4月      | 500円                         | 500円 | 170                                    |
| 2  | 岡 山 県   | おかやま森づくり県民税                   | 15年11月   | 16年 4月      | 500円                         | 5%   | 540                                    |
| 3  | 鳥 取 県   | 森林環境保全税                       | 16年 3月   | 17年 4月      | 300円                         | 3%   | 110                                    |
| 4  | 鹿 児 島 県 | 森林環境税                         | 16年 6月   | 17年 4月      | 500円                         | 5%   | 430                                    |
| 5  | 島 根 県   | 島根県水と緑の森づくり税                  | 16年12月   | 17年 4月      | 500円                         | 5%   | 210                                    |
| 6  | 愛 媛 県   | 森林環境税                         | 16年12月   | 17年 4月      | 500円                         | 5%   | 400                                    |
| 7  | 山 口 県   | やまぐち森林づくり県民税                  | 17年 3月   | 17年 4月      | 500円                         | 5%   | 420                                    |
| 8  | 熊 本 県   | 水とみどりの森づくり税                   | 17年 3月   | 17年 4月      | 500円                         | 5%   | 490                                    |
| 9  | 兵 庫 県   | 県民緑税                          | 17年 3月   | 18年 4月      | 800円                         | 10%  | 2,080                                  |
| 10 | 福 島 県   | 森林環境税                         | 17年 3月   | 18年 4月      | 1,000円                       | 10%  | 1,120                                  |
| 11 | 奈 良 県   | 森林環境税                         | 17年 3月   | 18年 4月      | 500円                         | 5%   | 350                                    |
| 12 | 大 分 県   | 森林環境税                         | 17年 3月   | 18年 4月      | 500円                         | 5%   | 310                                    |
| 13 | 滋 賀 県   | 琵琶湖森林づくり県民税                   | 17年 6月   | 18年 4月      | 800円                         | 11%  | 600                                    |
| 14 | 岩 手 県   | いわての森林づくり県民税                  | 17年12月   | 18年 4月      | 1,000円                       | 10%  | 750                                    |
| 15 | 静 岡 県   | 森林（もり）づくり県民税                  | 17年12月   | 18年 4月      | 400円                         | 5%   | 950                                    |
| 16 | 宮 崎 県   | 森林環境税                         | 18年 3月   | 18年 4月      | 500円                         | 5%   | 290                                    |
| 17 | 神 奈 川 県 | 水源環境保全・再生のための<br>個人県民税の超過課税措置 | 17年10月   | 19年 4月      | 均等割<br>300円<br>所得割<br>0.025% | なし   | 3,500                                  |
| 18 | 和 歌 山 県 | 紀の国森づくり税                      | 17年12月   | 19年 4月      | 500円                         | 5%   | 180                                    |
| 19 | 富 山 県   | 水と緑の森づくり税                     | 18年 6月   | 19年 4月      | 500円                         | 5%   | 270                                    |
| 20 | 山 形 県   | やまがた緑環境税                      | 18年12月   | 19年 4月      | 1,000円                       | 10%  | 540                                    |
| 21 | 石 川 県   | いしかわ森林環境税                     | 18年12月   | 19年 4月      | 500円                         | 5%   | 310                                    |
| 22 | 広 島 県   | ひろしまの森づくり県民税                  | 18年12月   | 19年 4月      | 500円                         | 5%   | 590                                    |
| 23 | 長 崎 県   | ながさき森林環境税                     | 18年12月   | 19年 4月      | 500円                         | 5%   | 280                                    |
| 24 | 福 岡 県   | 森林環境税                         | 18年12月   | 公布後<br>2年以内 | 500円                         | 5%   | -                                      |

(平成19年4月現在 / 森林政策課調べ)

| 森林面積<br>(ha) | 主 な 使 途          |                            |                                 |                  |                  |                  |                  |             |                            |   |    |
|--------------|------------------|----------------------------|---------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------|----------------------------|---|----|
|              | 森<br>林<br>整<br>備 | 森 林 整 備 以 外 の 関 連 施 策      |                                 |                  |                  |                  |                  |             | 市<br>町<br>村<br>交<br>付<br>金 | 森<br>林<br>関<br>連<br>以<br>外<br>の<br>施<br>策 |    |
|              |                  | 支<br>N<br>P<br>O<br>援<br>等 | 教<br>森<br>林<br>環<br>境<br>育<br>境 | 木<br>材<br>利<br>用 | 普<br>及<br>啓<br>発 | 人<br>材<br>育<br>成 | 試<br>験<br>研<br>究 | そ<br>の<br>他 |                            |   |    |
| 595,086      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  |             |                            |   | 1  |
| 484,524      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 水源林取得       |                            |   | 2  |
| 258,086      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 県民公募        |                            |   | 3  |
| 590,088      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 地域提案        |                            |   | 4  |
| 527,631      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  |             |                            |   | 5  |
| 401,139      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 堆積流木除去      |                            |   | 6  |
| 432,855      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  |             |                            |   | 7  |
| 464,987      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 水源林公有化      |                            |   | 8  |
| 562,760      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  |             |                            | 都市緑化                                      | 9  |
| 972,143      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  |             |                            |   | 10 |
| 283,817      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  |             |                            |   | 11 |
| 453,891      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  |             |                            |   | 12 |
| 206,011      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  |             |                            |   | 13 |
| 1,174,910    |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 県民公募        |                            |   | 14 |
| 500,274      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  |             |                            |   | 15 |
| 588,943      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 花粉症対策       |                            |   | 16 |
| 95,362       |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 溪畔林整備       |                            | 河川・地下水保<br>全、下水道施設<br>整備等                 | 17 |
| 363,766      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  |             |                            |   | 18 |
| 284,577      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 県民公募        |                            |   | 19 |
| 670,444      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 県民公募等       |                            |   | 20 |
| 286,729      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 県民公募        |                            |   | 21 |
| 614,018      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 特認事業        |                            | 都市緑化                                      | 22 |
| 243,702      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 県民公募        |                            |   | 23 |
| 222,598      |                  |                            |                                 |                  |                  |                  |                  | 県民公募        |                            |   | 24 |

## 4 新たな費用負担のあり方

### (1) 費用負担のあり方

森林のもつ多面的な機能は、本県のみにとどまらず広域的にその効果を及ぼすものであることから、森林づくりのための新たな税財源措置について、引き続き国に要望していく必要があります。

また、水源県として、県外下流域からも本県の森林づくりに対する協力が得られる取組も進めていく必要があります。

その上で、森林からの恩恵は地域に関わりなく、広く県民全体の生活に密接にかかわるものであること、また、長年にわたって先人が育ててきた森林を、今こそ健全な姿にして、次の世代に引き継いでいく必要があることから、この森林を県民全体で支えていく仕組みが重要と考えます。

安全で安心な暮らしに不可欠な森林づくりに対し、県民一人ひとりにその費用を負担していただくことで、森林づくりに対する理解が深まり、県民の財産である森林についての関心が高まることも期待できます。

### (2) 費用負担の方法

森林づくりのための新たな費用負担の方法について、様々な手法を比較検討したところ、一定規模の財源として継続的・安定的に確保され、県民全体で広く公平に負担いただく課税方式が適当であると考えます。

森林づくりのための税については、水源のかん養機能に着目し、水の使用量に応じた課税、地球温暖化防止機能に着目し、二酸化炭素の排出量に応じた課税など、森林のもつ個々の機能からの受益により負担する考え方もあります。

しかし、森林のもつ様々な機能が県民生活に関わっていることから、一部の機能からの受益に着目して課税することは、公平性という観点から適切なものとはいえないと考えられます。

例えば、水源かん養機能に着目した場合は、県内の水道利用者についてはその利用量が比較的把握しやすいものの、地下水利用者や県外下流域の受益者との負担の公平性をどのように考えるか等の検討すべき課題が多くあります。

また、地球温暖化防止機能に着目した場合は、自動車によるガソリンの使用、ガス・電気の使用、灯油・重油の使用など排出源が多岐にわたっており、個人や法人の排出量を的確に把握し公平に課税することは困難と考えます。

県民税均等割は、広く県民（個人と法人）に課税され、「地域社会活動に必要な費用を広く県民が負担する」という性格を有しており、均等割を超過課税する方法は、「森林づくりのために必要な費用を県民が等しく負担する」という趣旨に合致するものです。

また、県民税均等割の超過課税方式は、新たに法定外税を創設するよりも、現行の課税及び納税の仕組みを活用することができるため、行政コストの面からも優れています。

さらに、県民税均等割は、低所得者等への配慮（ ）もされているので、現時点で導入するには最も妥当な課税方式と考えられます。

以上のことから、森林づくりのための新たな費用負担の方法については、「県民税均等割の超過課税方式」が適当であると考えます。

### 個人県民税の均等割が非課税となる方

次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。

ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

イ 障害者、未成年者、寡婦（寡夫）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方

ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方

現在、本県で個人県民税の均等割を納めていただいている方は約110万人で、本県人口の約半数となっています



## 長野県森林づくり県民税



# 1 みんなで支える森林づくり

## (1) 長野県森林づくり県民税の導入について

本県の森林の危機的な状況の中で、平成16年度に制定した「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づいて、県民の理解と主体的な参加を得ながら、森林の多面的な機能を発揮させるための森林づくりを着実に実施していくことが必要となっています。

このような中、県が本年5月に設置した「長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会」では、森林づくりのための新たな取組とその費用負担のあり方について御検討いただき、県内各地で開催した県民集会などで寄せられた御意見を踏まえながら、11月6日に「県民の理解と協力による森林づくり」を理念とした提言をいただきました。

このたびの懇話会からの提言を踏まえ、長年にわたって人々が育ててきた森林を今こそ健全な姿にして、次の世代に引き継いでいくため、森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支えていくための新たな仕組みとして、県民税均等割の超過課税方式による「長野県森林づくり県民税」の導入を提案します。

名称については、平成17年6月の森林づくり指針策定以降、「森林税（仮称）」として検討してきましたが、森林づくりのための新たな財源確保の方策であることや、県民の皆様のご理解と御協力により森林づくりを進めていくことがわかりやすく伝わる名称として、「長野県森林づくり県民税」としました。

導入時期については、喫緊の課題となっている間伐を中心とした森林づくりを先送りすることなく、着実に実行していくためには、出来るだけ速やかな導入が必要であることから、平成20年4月からの実施をめざしています。

## (2) 長野県森林づくり県民税の活用による森林づくり

本県の豊かな森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、今、先送りできない間伐を着実に進める必要があります。

このため、「長野県森林づくり県民税」を活用した施策（使途）については、信州の森林づくりアクションプランに基づき、間伐を中心とした森林づくりを重点的に実施することを基本とします。

信州の森林づくりアクションプランに基づく達成目標

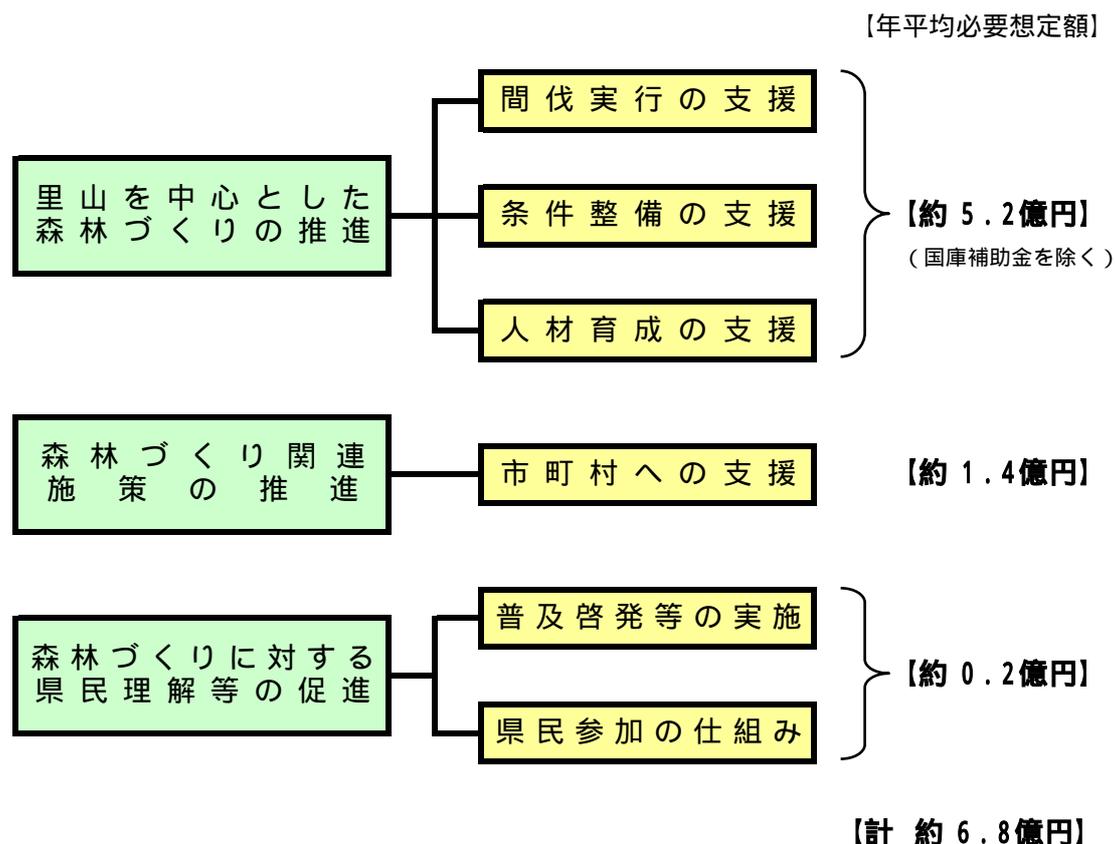
| 区 分     | 現 状<br>(平成19年度) | 目 標<br>(平成20年度から24年度)               |
|---------|-----------------|-------------------------------------|
| 間 伐 面 積 | 18,000 ha / 年   | 113,400 ha / 5年間<br>22,680 ha / 年平均 |

その上で、「長野県森林づくり県民税」は県民の皆様に対する新たな負担になるものであることから、その用途については、既存の施策では十分に取り組みなかつたもの、さらには県民がその成果を実感できるものなどの視点での施策としたいと考えています。

また、森林づくりは、県土の保全や水源のかん養など、森林の多面的な機能を持続的に発揮させることを目的とするものであり、その整備や保全には世代を超える長い年月と多くの労力が必要となります。

森林づくりについて、より多くの県民の皆様理解を深めていただけるような取組を行い、「長野県ふるさとの森林づくり条例」の基本理念である県民の理解と主体的な参加の下での森林づくりにつなげていきたいと考えています。

### 長野県森林づくり県民税活用事業(案)の体系



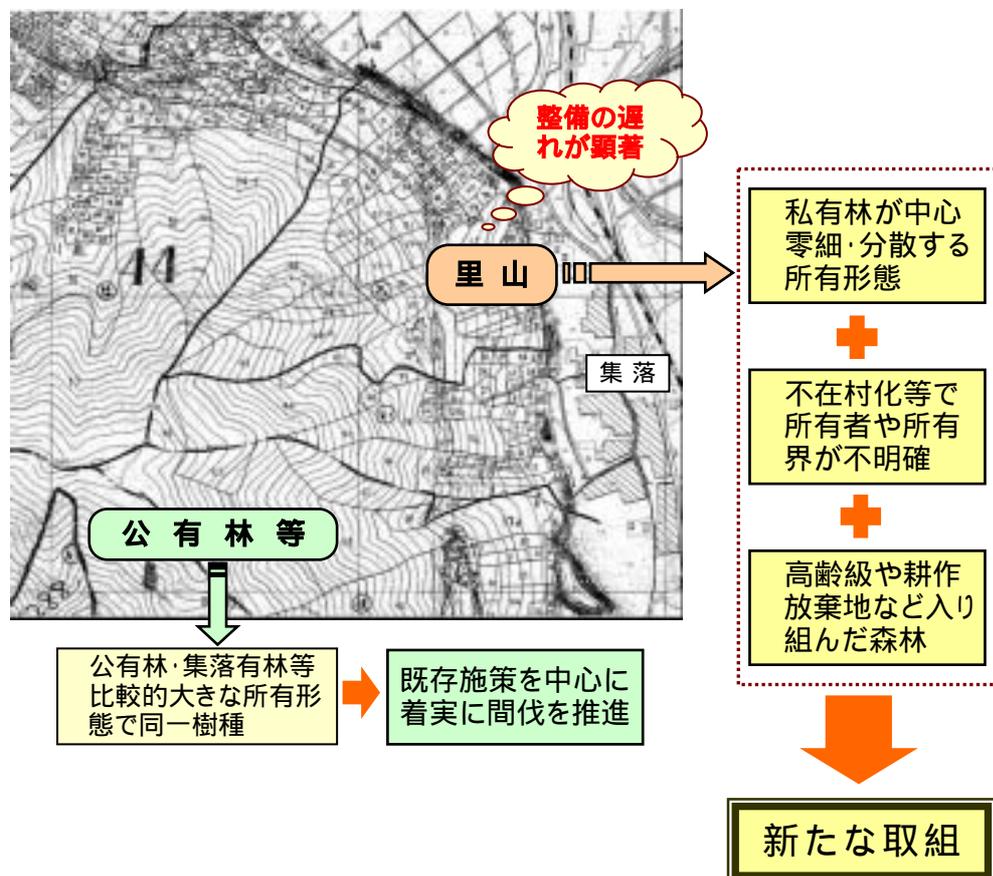
【 】内は年平均必要想定額です。各年度の予算額は税收規模や地域の計画等を勘案して決定していきます。

## 【使途事業1】 里山を中心とした森林づくりの推進

所有規模が比較的大きく、まとまった人工林が多い公有林等では、間伐作業地が集約化しやすく、森林づくりが進んできています。

しかし、集落に近い個人有林等が多くを占める里山では、零細・分散する所有形態に加え、不在村者が所有する森林の増加や、森林の所有意識の薄れた世代への相続等により、間伐等の手入れが行われていない森林が多くあることから、早急に森林づくりを進め、山地災害防止等の機能を高めることにより、県民生活の安心・安全を確保する必要があります。

このため、市町村や森林組合、林業事業体、さらには地域住民等との連携・協働によって、これまで整備が進めにくかった里山を中心とした森林づくりに重点的に取り組みます。



### 里山を中心とした森林での間伐等の実行支援

これまで整備が進めにくかった里山を中心として、国庫補助事業を活用し、集約的な間伐等の森林づくりを支援します。

なお、事業の実施にあたっては、森林所有者の負担軽減を図る一方、森林の公益的機能を発揮させるために必要な一定期間の皆伐制限や、適正な森林管理などを行う協定を結びます。

### 地域主体による森林づくりの条件整備の支援

里山の小規模個人有林、不在村者所有森林等の森林整備を進めるため、地区や集落等の地域が主体となって行う境界の明確化等による事業地の集約化、森林所有者の合意形成等の条件整備を支援します。

### 間伐等の森林づくりを担う人材育成の支援

集約的に行う森林づくりの企画・立案、森林所有者への提案等ができる人材や、集中的な間伐実施の中核的担い手となる人材の育成を行う事業体の取組を支援します。

## 【使途事業2】 森林づくり関連施策の推進(市町村への支援)

間伐の推進とともに、地域の実情や地域住民からの様々なニーズに対応し、市町村の創意工夫による森林づくり関連施策を支援します。

### 市町村における森林づくり関連施策の支援

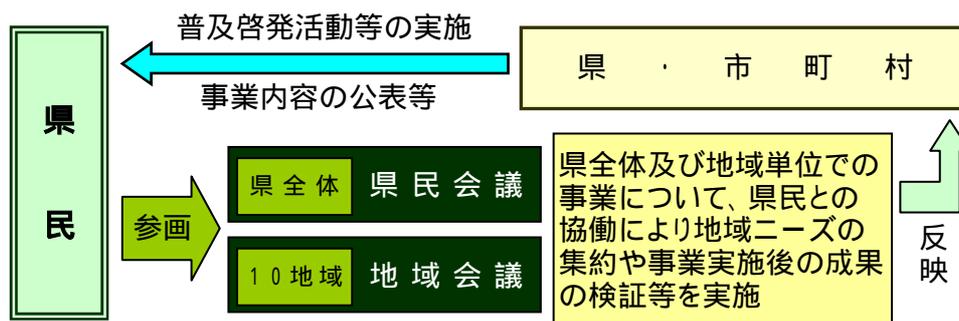
県民一人ひとりが参加する新たな森林づくりを効果的に進めるため、地域における住民の意向や実情に精通した市町村が、地域固有の課題や、創意工夫を凝らしたきめ細やかな森林づくりに関わる活動等が実施できるよう支援します。

実施にあたっては、森林整備や県産材利用等の森林づくり関連施策に限定するとともに、県民意見を反映した取組につながるよう、県内10地域(地方事務所単位)に設置する、県民参加による「みんなで支える森林づくり地域会議(仮称)」での意見を踏まえて事業を決定します。

### 【使途事業3】 森林づくりに対する県民理解等の促進

森林づくりに関する情報発信や普及啓発、学習機会の提供等により、健全な森林づくりや県産材の利活用等に対する県民理解等の促進を図ります。

また、県民参加による「みんなで支える森林づくり県民会議（仮称）」や「みんなで支える森林づくり地域会議（仮称）」を設け、地域ニーズの集約や事業実施後の成果の検証等を実施します。



#### 森林づくりに対する県民等への普及啓発活動等の実施

県民に対し、森林づくりに関する普及啓発活動等を実施し、森林づくりに対する意識の醸成等を図るとともに、県外に対しても、本県の森林づくりへの協力が得られるよう情報発信等を行います。

また、里山などの身近な森林や地域材等を活用し、大人から子どもまで参加できる学習機会の提供や、学習活動の支援等を実施します。

#### 県民参加による森林づくりの推進

県民の代表等による「みんなで支える森林づくり県民会議（仮称）」を開催するとともに、県内10地域（地方事務所単位）で地域住民の代表等による「みんなで支える森林づくり地域会議（仮称）」を開催し、地域ニーズの集約や事業実施後の成果の検証等を行います。

## 2 税制度の仕組み

### (1) 税 額

税額については、森林づくりの新たな取組に充てる財源を確保する一方で、県民の理解が得られる適切な負担水準とする必要があります。

県が平成19年度に実施した県政世論調査結果では、森林づくりを進めるための年間負担額として、500円以上負担できると答えた方の割合は64%となっています。これは平成15年度に実施した県政世論調査結果と同様の割合となっています。

図16 平成15年度県政世論調査結果

(設問) 森林の果たす役割に対し、年間どの程度まで負担できますか。

(有効回答数 1,311人)

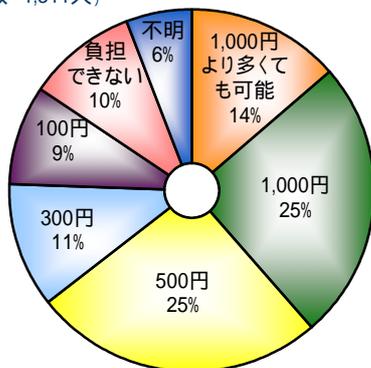
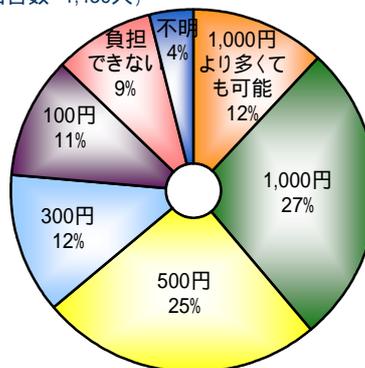


図17 平成19年度県政世論調査結果

(設問) 健全な森林づくりを進めるために年間どの程度まで負担できますか。

(有効回答数 1,439人)



現行の県民税均等割の税額は、個人が年額1,000円、法人が資本金等の額に応じて年額で2万円から80万円の税率が定められています。これは、資本金等の多寡により担税力に差があり、中小法人等に対する負担軽減を図る必要があることが考慮されているためです。

県民税の個人と法人の税収割合は、平成19年度収入見込みでおおむね「4：1」となっています。森林づくりの費用としては、個人・法人問わず広く公平に負担を求めるため、この税収割合も考慮すべきと考えます。

以上を踏まえ、税額については、新たな取組に対する必要額を確保するとともに県民負担を考慮し、個人は年額で500円、法人は現行の均等割額の5%相当額としました。

これにより、税収見込額は、個人が約5億4千万円、法人が約1億4千万円で、あわせて約6億8千万円が見込まれます。

## 税 額

| 区 分<br>(法人：資本金等の額の区分) |                | 現行の均等割額<br>(年 額) | 超過税額<br>(年 額) |
|-----------------------|----------------|------------------|---------------|
| 個 人                   |                | 1,000 円          | 500 円         |
| 法 人                   | 1千万円以下         | 20,000 円         | 1,000 円       |
|                       | 1千万円超 ~ 1億円以下  | 50,000 円         | 2,500 円       |
|                       | 1億円超 ~ 10億円以下  | 130,000 円        | 6,500 円       |
|                       | 10億円超 ~ 50億円以下 | 540,000 円        | 27,000 円      |
|                       | 50億円超          | 800,000 円        | 40,000 円      |

## 税収見込額

| 区 分 | 税 収 見 込 額   |
|-----|-------------|
| 個 人 | 約 5 億 4 千万円 |
| 法 人 | 約 1 億 4 千万円 |
| 計   | 約 6 億 8 千万円 |

平成18年度の納税義務者数を基準に試算。なお、導入初年度については、約4億8千万円となる見込み。

## (2) 実施期間

実施期間（課税期間）については、森林づくりには長い年月を要することから、基本的に短期の設定では計画的な取組が進めにくい面があります。

しかし、今回の新たな仕組みは、喫緊の課題に対応するものであることから、早期に集中して実施する必要があること、長期の設定では負担についての県民の理解が得られにくいこと、さらには、新しい制度でもあり、社会経済情勢の変化等に対応し、制度設計の見直し等も考慮する必要があることから、実施期間については、5年間とすることが適当であると考えます。

このため、施行後5年を目途として、新たな取組の効果や、森林・林業を取り巻く状況、社会経済状況、県財政の状況等を見極めながら、制度の点検・見直しをすることとします。

## (3) 税収と使途の管理

県民税は、使途を特定しない普通税であることから、そのままでは徴収した税収は他の普通税と区分されません。

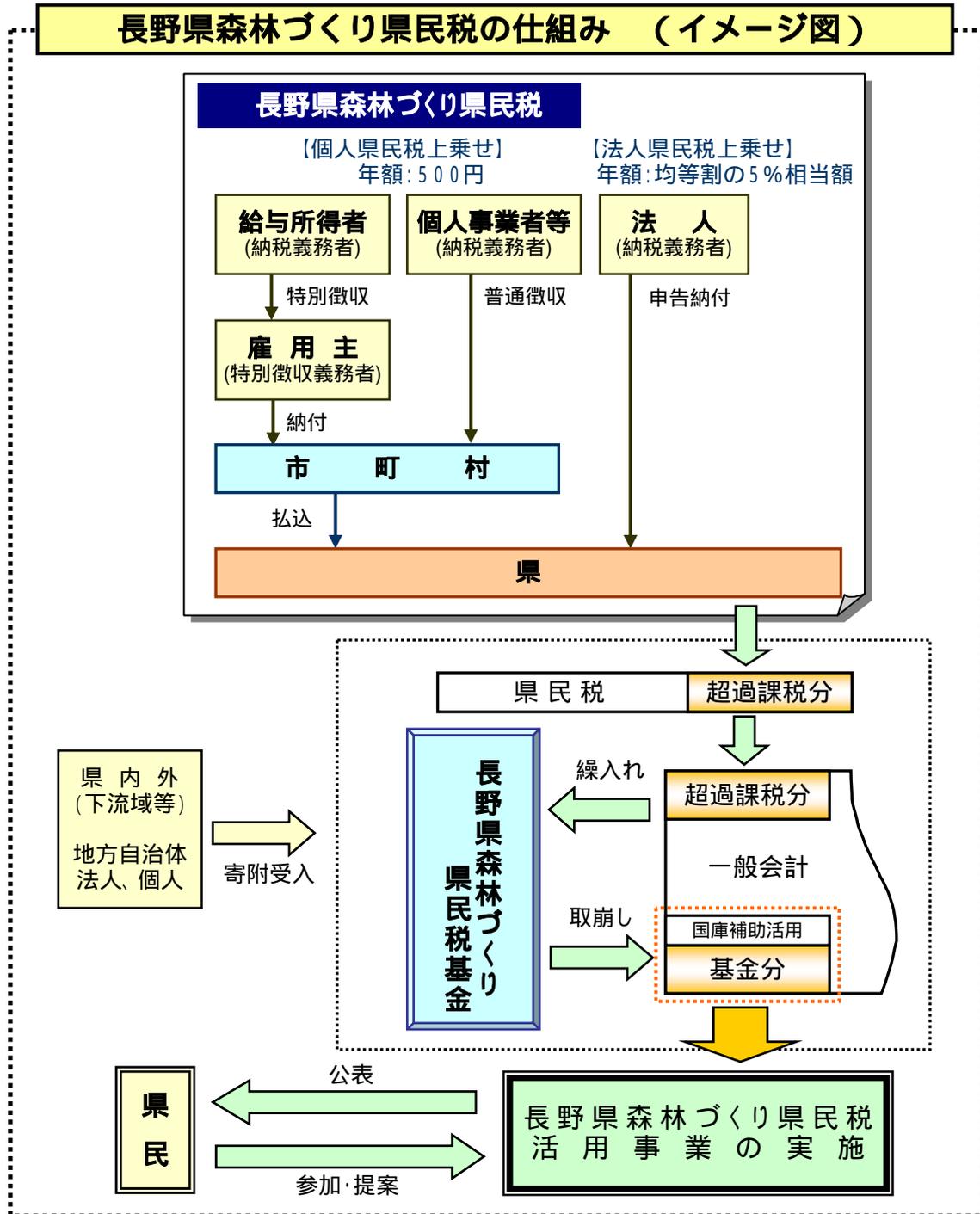
このため、新たな税収が森林づくりのための事業に使われていることが明確になるよう、「長野県森林づくり県民税基金」を設置し、税収相当額を積み立てて、毎年度必要となる額を取り崩して施策に充当します。

また、森林づくり事業の財源に充てるため、県外の下流地域等県内外から広く寄附金を受け入れることとします。

#### (4) 透明性の確保と検証

「長野県森林づくり県民税」による事業の透明性の確保を図るとともに、今後のより効果的な事業の推進に資するため、県民に対し積極的に情報公開を行うとともに、県民参加の観点から、外部の有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関（用途事業3の「みんなで支える森林づくり県民会議（仮称）」及び「みんなで支える森林づくり地域会議（仮称）」）により地域ニーズの集約や事業実施後の成果の検証等を行います。

#### 長野県森林づくり県民税の仕組み（イメージ図）



### 3 長野県森林づくり県民税の概要

| 名 称     | 長野県森林づくり県民税   |                                     |                 |                       |         |               |                                     |
|---------|---|-------------------------------------|-----------------|-----------------------|---------|---------------|-------------------------------------|
| 目 的     | <p>森林は、土砂災害や洪水を防止し、水や空気を育み、地球温暖化防止に貢献するなど多面的な機能を有する「緑の社会資本」であり、すべての県民がその恩恵を享受しています。</p> <p>しかし、現在、適切な手入れが行われずに森林が荒廃し、県民の安心・安全な生活環境への影響が懸念され、地球規模の環境保全への貢献にも支障をきたす状況にあります。</p> <p>そこで、森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、広く県民の理解と協力を得ながら、間伐等の森林づくりを集中的に実施します。</p>  |                                     |                 |                       |         |               |                                     |
| 使 途     | <p>信州の森林づくりアクションプランに基づく達成目標</p> <table border="1" data-bbox="485 801 1406 976"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 状<br/>(平成19年度)</th> <th>目 標<br/>(平成20年度から24年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間 伐 面 積</td> <td>18,000 ha / 年</td> <td>113,400 ha / 5年間<br/>22,680 ha / 年平均</td> </tr> </tbody> </table> <p>長野県森林づくり県民税活用事業（案）</p> <p>里山を中心とした森林づくりの推進 【約 5.2億円】</p> <p>里山を中心とした森林での間伐等の実行を支援します。<br/>地域主体による森林づくりの条件整備（事業地の集約化、合意形成等）を支援します。<br/>間伐等の森林づくりを担う人材育成を支援します。</p> <p>森林づくり関連施策の推進（市町村への支援） 【約 1.4億円】</p> <p>地域の実情や地域住民からのニーズに対応し、市町村の創意工夫による森林づくり関連施策を支援します。</p> <p>森林整備、県産材利用等の森林づくり関連施策に限定<br/>県民参加による各地域の「地域会議」での意見を踏まえ事業決定</p> <p>森林づくりに対する県民理解等の促進 【約 0.2億円】</p> <p>健全な森林づくりや県産材の利活用等に対する県民への普及啓発活動等を実施します。<br/>県民参加による「県民会議」「地域会議」を開催し、地域ニーズの集約や事業実施後の成果の検証等を実施します。</p> <p style="text-align: right;">【計 約 6.8億円】</p> <p>【 】内は年平均必要想定額です。各年度の予算額は税込規模や地域の計画等を勘案して決定していきます。</p> | 区 分                                 | 現 状<br>(平成19年度) | 目 標<br>(平成20年度から24年度) | 間 伐 面 積 | 18,000 ha / 年 | 113,400 ha / 5年間<br>22,680 ha / 年平均 |
| 区 分     | 現 状<br>(平成19年度)   | 目 標<br>(平成20年度から24年度)               |                 |                       |         |               |                                     |
| 間 伐 面 積 | 18,000 ha / 年   | 113,400 ha / 5年間<br>22,680 ha / 年平均 |                 |                       |         |               |                                     |

| 課税方式           | 個人県民税及び法人県民税の均等割の超過（上乘せ）課税方式   |          |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
|----------------|--|----------|----------|---------|---------|--------|---------|---------------|---------|---------|---------------|--------|----------|----------------|---------|----------|-------|---------|----------|
| 納税義務者          | <p>（個人）県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約110万人</p> <p>（法人）県内に事務所等を有する法人 約5万5千法人</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>個人の納税義務者は、県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方（県民の約半数）が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。</p> <p>県民税均等割が非課税となる個人</p> <p>ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方</p> <p>イ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方</p> <p>ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方</p> </div>  |          |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 超過税額           | <p>（個人）年額 500円 （現行の均等割額 1,000円）</p> <p>（法人）年額 現行の均等割額の5%相当額</p> <table border="1" data-bbox="486 1019 1404 1288"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>超過税額(5%)</th> <th>現行の均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>1,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 ~ 1億円以下</td> <td>2,500円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 ~ 10億円以下</td> <td>6,500円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 ~ 50億円以下</td> <td>27,000円</td> <td>540,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>40,000円</td> <td>800,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 資本金等の額   | 超過税額(5%) | 現行の均等割額 | 1千万円以下  | 1,000円 | 20,000円 | 1千万円超 ~ 1億円以下 | 2,500円  | 50,000円 | 1億円超 ~ 10億円以下 | 6,500円 | 130,000円 | 10億円超 ~ 50億円以下 | 27,000円 | 540,000円 | 50億円超 | 40,000円 | 800,000円 |
| 資本金等の額         | 超過税額(5%)   | 現行の均等割額  |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 1千万円以下         | 1,000円   | 20,000円  |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 1千万円超 ~ 1億円以下  | 2,500円   | 50,000円  |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 1億円超 ~ 10億円以下  | 6,500円   | 130,000円 |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 10億円超 ~ 50億円以下 | 27,000円  | 540,000円 |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 50億円超          | 40,000円  | 800,000円 |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 税収規模           | <table border="1" data-bbox="486 1344 981 1512"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間（平年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>約5億4千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>約1億4千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約6億8千万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成18年度の納税義務者数等を基準に試算。<br/>導入初年度については、約4億8千万円の見込み。</p>  | 区分       | 年間（平年度）  | 個人      | 約5億4千万円 | 法人     | 約1億4千万円 | 計             | 約6億8千万円 |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 区分             | 年間（平年度）  |          |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 個人             | 約5億4千万円  |          |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 法人             | 約1億4千万円  |          |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 計              | 約6億8千万円  |          |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 実施期間           | <p>平成20年4月1日から5年間</p> <p>個人：平成20年度分から平成24年度分まで</p> <p>法人：平成20年4月1日から平成25年3月31日の間に開始する各事業年度分</p> <p>&lt; 税導入の効果等を総合的に検証し、5年後に見直しを実施 &gt;</p>  |          |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |
| 管理方法等          | <p>用途を明確にするため、『長野県森林づくり県民税基金』を設置して税収を管理し、事業の内容等について公表するとともに、事業実施後の成果の検証等を行うため、県民の代表等による第三者機関を設置します。</p> <p>法人・個人を問わず、広く県内外から寄附を受け入れます。</p>   |          |          |         |         |        |         |               |         |         |               |        |          |                |         |          |       |         |          |

## 参 考

# みんなで支える森林づくり 新たな取組と費用負担のあり方についての提言 【 概 要 】

平成19年11月6日

長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会

### 懇話会開催経過等

- 第1回懇話会 (19年6月18日開催)
- 第2回懇話会 (19年7月24日開催)
- 第3回懇話会 (19年8月22日開催)
- 県民意見等の集約 (9～10月)
- パブリックコメントの実施 8/31～10/1
- 県民集会の開催 10会場
- 市町村説明会の開催 6会場
- シンポジウムの開催 1回
- 第4回懇話会 (19年10月30日開催)

### 懇話会委員名簿

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 大 槻 幸一郎 | 技術士 森林部門 (座長代理)        |
| 小木曾 亮 弐 | 長野県町村会 / 根羽村長          |
| 小 澤 吉 則 | (財)長野経済研究所 上席研究員       |
| 菅 原 聰   | 信州大学 名誉教授 (座 長)        |
| 高 畑 八千代 | 主婦                     |
| 中 原 正 純 | 長野県市長会 / 駒ヶ根市長         |
| 浜 田 久美子 | 作家                     |
| 林 和 弘   | 飯伊森林組合 代表理事 組合長        |
| 丸 田 藤 子 | (財)長野県緑の基金 副理事長        |
| 森 繁 弘   | (社)長野県経営者協会 地球環境委員会 委員 |
| 両 澤 増 枝 | 長野県消費者団体連絡協議会 幹事       |

(五十音順)

## 1 森林づくりの新たな取組

### 基本的な考え方

当面は先送りできない  
間伐を集中的に実施

18,000ha/H19 22,680ha/H20～24平均

森 林 の も つ  
多 面 的 機 能 の  
持 続 的 な 発 揮

### 新たな視点による施策

既存の施策では十分取組めなかった施策  
県民がその成果を実感できるもの  
森林所有者の財産形成だけを目的とするものでなく、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるもの

## 主に取組むべき施策

### 里山を中心とした森林づくりの推進

間伐もされないまま放棄されている  
森林が多い集落周辺の里山林

**市町村や森林組合等との連携・協働により重点的に実施**

森林所有者の明確化に向けた取組  
森林所有者との長期施業委託の普及・推進  
公的な施業実施や管理の研究

新たな取組による森林所有者への働きかけや所有界の明確化等、  
間伐作業地の確保・集約化の促進。

将来の森林づくりを見据えた、間伐等の計画策定から、間伐材の搬出・利活用までを、総合的・効率的に実行できる人材の確保・育成。

里山など様々な樹種・林齢や耕作放棄地の造林地などが混在する対象森林の一体的・面的な整備。

森林所有者の負担軽減等を考慮するとともに、地域の特性や住民からのニーズ等に対応するための市町村への支援。

将来にわたって健全な森林として保全されるよう、一定期間の皆伐禁止や森林以外への転用を防止する等の仕組みづくり。

## 支える施策

### 森林づくり関連施策の推進

市町村への支援等により、地域の特性や住民からの様々なニーズに対応した、創意工夫を凝らしたきめ細やかな施策の実施

- ・担い手の確保・育成や機械化・林内道路網の整備
- ・間伐材の搬出・利用の促進
- ・松くい虫被害対策や野生鳥獣被害対策 など

### 県民参加による森林づくりの推進

森林づくりや県産材の利活用等に対する県民意識の醸成や、森林づくりへの主体的な参加を促す取組の実施

森林づくりの施策に関して、県民の意見を反映するための新たな仕組みづくり

## 2 新たな費用負担のあり方

### 財源確保の必要性

効率的な事業の実施や国庫補助金の一層の確保に加え、必要な財源を一定期間にわたり安定的に確保する方法を構築する必要がある。

なお、新たな財源確保にあたり県民の理解を得るためには、今後も事務事業の見直しや、徹底した経費削減等の行財政改革に最大限の努力を行う必要がある。

### 費用負担のあり方

森林づくりのための新たな税財源措置について、引き続き国に要望していくとともに、県外下流域からも本県の森林づくりに対する協力が得られる仕組みづくりも必要である。

その上で、森林からの恩恵を等しく享受している県民全体で支えていく仕組みが重要と考える。

### 費用負担の方法

森林づくりのための費用負担の方法について、様々な手法を比較検討したところ、一定規模の財源が継続的・安定的に確保され、県民全体で広く公平に負担いただく「県民税均等割の超過課税方式」が適当であると考えられる。

### 費用負担額

森林づくりの新たな取組に充てる財源の確保に必要なものである反面、最近の住民税に係る増税感を勘案し、低所得者等への配慮をすると、県民(個人・法人)が負担しやすい水準でなくてはならない。

個人県民税均等割の超過課税は年額500円から1,000円の範囲で、法人県民税均等割の超過課税は年額で均等割額の5%相当とし、これまで以上に国庫補助金の確保等に努めるのはもとより、他県の状況や世論調査なども踏まえて費用負担額を決めるべきである。

### 実施期間

5年間程度とし、新たな取組の効果や森林・林業を取り巻く状況、社会経済状況、県財政の状況等を見極めながら、制度の点検・見直しをする必要がある。

### 税収と使途の管理

税収とその使途を県民に明確に示す必要があり、この税財源を積み立てるための基金を設けて管理するなど、既存の財源と明確に区分して使途管理ができる方法で実施すべきである。

### 透明性の確保と検証

県民に対し積極的に情報公開を行うとともに、県民参加の観点から、外部の有識者や県民の代表等により地域ニーズの集約や事業実施後の検証等を行う仕組みを構築する必要がある。

## 3 新たな仕組みの導入にあたって

今回提案する税制度は、一定期間、広く県民に費用負担を求め、それを財源とした森林づくりを実施するもので、その成果を県民に示していくことによって、県民一人ひとりに森林づくりの大切さを深く理解してもらうことにも繋がっていくものと期待される。

新税の導入にあたって、県は積極的かつ効果的な広報活動を通じて、県民や企業、市町村等の理解を得ていくことが重要であるが、今、喫緊の課題となっている間伐の実行は先送りの出来ないものであることを考慮すれば、速やかに制度設計を行い、出来るだけ速やかな導入が望まれる。